

## 資料一覧

- 資料 1 市町村からの意見について
- 資料 2 山形県文化財保存活用大綱（仮称）の中間案について
- 資料 3 今後のスケジュールについて
  
- 参考資料 1 山形県文化財保存活用大綱の策定について（諮問）
- 参考資料 2 山形県文化財保存活用大綱策定作業部会設置要綱

## 市町村からの意見について

令和3年6月28日開催の「山形県文化財保存活用大綱（仮称）策定に係る市町村意見交換会」及び書面にて、市町村より骨子に対する意見を伺った。

市町村からの主な意見は、以下の通り。

### 【文化財を取り巻く環境について】

- まちづくりや観光担当部局にも理解してもらいやすくなるため、プラスの変化について、具体例を紹介しながら分かりやすく示してほしい。
- 無形民俗文化財の後継者確保は大きな課題である。舞台上の演者だけでなく、衣装の着付けなど裏方で演舞を支えている方々を含めて、後継者を確保しなければならない。

### 【文化財の保存について】

- 専門家だけでなく、郷土史研究会などの地元有志の方々が、地域に存在する文化財の総合的把握を行うために大きな役割を果たしている。会員の高齢化・減少によってその活動が困難な団体も見受けられるため、これら団体の活動に対しても、行政が支援・協力を図っていく必要があるのではないか。
- 小規模市町村では、文化財の修理等に対する予算がなかなか付かない。「観光に資する」という説明をしてやっと付くような厳しい状況。

### 【文化財の活用について】

- 「文化財所有者等は自分事として次世代へ継承する意欲を高め、地域住民は継承活動に積極的に関わる」など、地域住民から文化財に対する適切な理解を得られなければ、後の取組みに続かない。そのため、所有者等や地域住民の学習機会の創出の視点を盛り込んでほしい。
- 文化財の保存と活用を継続的に進めていくには、各市町村において文化財行政主管課が中心となり、まちづくりや観光、商工、農林、建設、総合政策等を所管する関係部局との連携が重要であるため、そういった視点も盛り込んでほしい。

### 【文化財の防災について】

- 災害発生時、市町村は避難所対応等、人命優先になるのは否めない。そのようななかでも、文化財の救出等の重要性について地域住民の理解を今後得ていくことが必要だ。

### 【県による市町村に対する支援について】

- 市町村は、専門職員の配置が不十分で、財政難により文化財に対する予算も削られている厳しい状況。大綱を実効性のあるものにするためには、県による市町村への支援（具体的には、専門職員の確保・育成、県による専門的な助言指導や修理補助金の拡充等）の充実が重要である。
- 市町村の規模や所有者等の種類によって、保存管理している文化財やその内容は多種多様である。そのため、市町村や所有者等の実情を考慮し、過度な負担を強いるものとならないようにしてほしい。

# 山形県文化財保存活用大綱（仮称）

## 【中間案】

令和3年9月24日現在

山 形 県

# 目 次

## はじめに

- 1 なぜ文化財を守るのか（文化財保護の必要性）・・・・・・・・・・ 1
- 2 文化財を取り巻く環境の変化・・・・・・・・・・ 2

## 《コラム》文化財保護制度の概要

## 第1章 大綱の策定にあたって

- 1 大綱策定の趣旨・・・・・・・・・・ 10
- 2 大綱の位置付け・・・・・・・・・・ 12
- 3 対象とする文化財等の範囲・・・・・・・・・・ 13
- 4 大綱策定に当たっての整理・・・・・・・・・・ 14

## 《コラム》山形県の指定等文化財の概要（1）

## 第2章 山形県の文化財を取り巻く現状と課題

- 1 文化財保護実態調査の実施・・・・・・・・・・ 18
- 2 文化財を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・ 20

## 《コラム》山形県の指定等文化財の概要（2）

## 第3章 全体理念～山形県が目指すべき文化財の保存と活用の姿～

- 1 全体理念・・・・・・・・・・ 35
- 2 全体理念を支える視点・・・・・・・・・・ 36

## 第4章 基本方針の展開

- 基本方針1 みんなで文化財を守り伝えるための基盤の強化・・・・・・・・・・ 37
- 基本方針2 文化財の確実な保存の推進・・・・・・・・・・ 39
- 基本方針3 文化財の効果的な活用の促進・・・・・・・・・・ 43
- 基本方針4 災害への対応力の強化・・・・・・・・・・ 46

## 《コラム》山形県の文化財保護行政の概要（1）

## 《コラム》山形県の文化財保護行政の概要（2）

## 第5章 推進体制

- 1 各主体の役割の明確化及び連携による推進体制の充実・・・・・・・・・・52
- 2 県の推進体制の整備・・・・・・・・・・55
- 3 大綱に掲げる基本方針の推進・・・・・・・・・・63

### 《コラム》山形県の文化財保護行政の概要（3）

#### おわりに

- 1 市町村による地域計画の作成の推進・・・・・・・・・・66
- 2 次世代への継承に向けて・・・・・・・・・・68

### 《市町村の取組み事例集》

#### 《各種資料》

- 資料1 山形県内の国・県指定等文化財件数一覧
- 資料2-1 市町村別国指定文化財件数一覧
- 資料2-2 市町村別県指定文化財件数一覧
- 資料2-3 市町村別市町村指定文化財件数一覧
- 資料3 山形県内市町村の文化財保護行政に関する基礎情報
- 資料4 文化財保護実態調査の結果概要
- 資料5 山形県が過去に実施した文化財調査一覧
- 資料6 山形県の文化財分野別の現状と課題
- 資料7 山形県文化財保存活用大綱の策定の経過

## はじめに

### 1 なぜ文化財を守るのか（文化財保護の必要性）

豊かな自然と景観に恵まれた山形県には、数多くの文化財が伝えられています。

文化財は国や県、市町村によって指定されているものだけではなく、地域のお堂や鎮守のお社、その中に安置されている仏像や神像、家の歴史を記録している古文書、地域で行われているお祭りや民俗芸能、伝統的な郷土食など、私たちのすぐ身近に存在しています。また、人間の文化的な活動によって生み出されたものだけではなく、動物・植物・地質鉱物などの自然や景観も文化財として捉えられており、私たちの生活のあらゆる基盤といっても過言ではありません。

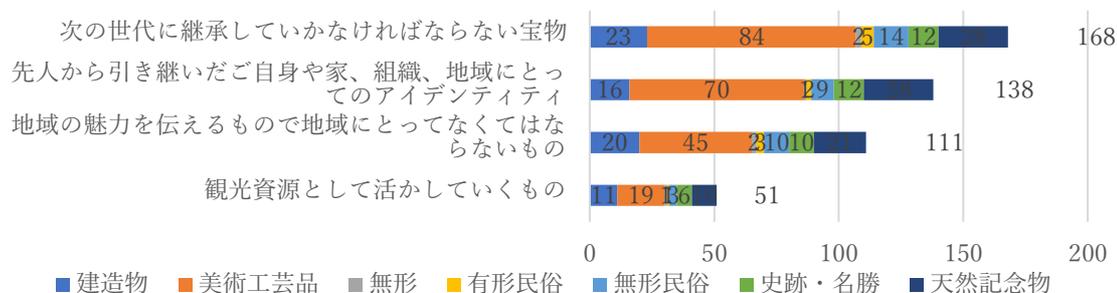
文化財は、それぞれの土地に根ざして、長い年月をかけ、幾世代もの人々によって育まれてきたものであり、まさに「山形らしさ」の源です。私たちは文化財を通して、地域の歴史・文化、さらには魅力や特徴を知ることができます。

そのことを最も実感するのは、残念なことに災害時です。東日本大震災では、多数の地域が大きな被害を受けましたが、地域の復興のために力となったのは、地域のお祭や民俗芸能でした。普段は気にも留めない文化財が、地域を形成するうえで重要なものであるとあらためて気付かされました。地域や人々が困難な状況に置かれた時、文化財には、人々の心を前に向かって人と人を結び付け、レジリエンス<sup>1</sup>を高める力があります。

このような災害を初め、戦乱や盗難、経済的困難、劣悪な環境などから文化財が守られてきたのは、幾世代にわたる所有者等による継承のための尽力があったからこそです。大綱の策定に当たって本県が実施した文化財保護実態調査<sup>2</sup>（以下、「県実態調査」という。）によると、約8割の県指定文化財所有者が、文化財は「次世代に継承していかなければならない宝物」と回答しました。

現在、文化財を取り巻く環境は変化しており、厳しさを増しています。今を生きる私たちは、ともに連携して、「山形らしさ」の根源である文化財を、しっかりと未来へつないでいくことが求められています。

#### ◆図1 あなたにとって文化財とは何か（県指定文化財所有者等の回答）



<sup>1</sup> 心理学において、困難や脅威に直面している状況に対して、適応・精神的に抵抗し、復活する力のこと。

<sup>2</sup> 調査の詳細については、第2章を参照。

## 2 文化財を取り巻く環境の変化

現在、山形県を初め日本社会は、様々な変化のなかにあります。今後の文化財保護行政の推進の方向性を検討するにあたっては、次のような文化財を取り巻く環境や社会情勢の変化をしっかりと踏まえる必要があります。

### (1) 人口減少及び少子高齢化の進行

日本の人口は、平成20年をピークに減少局面に入っています。未婚化や晩婚化等の出生数の減少に歯止めがかからず、死亡数が出生数を上回っていることが要因となっています。

本県では、平成27年10月に策定した「山形県人口ビジョン」を令和2年3月に改訂し、本県の人口の現状を分析しています。それによると、本県の総人口のピークは1950年(昭和25年)の約135.7万人でした。1950年代後半から1970年代前半まで人口減少傾向が続き、1970年代半ばから増加傾向に転じたものの、その後、1990年代に入り再び減少に転じました。平成28年以降は、毎年1万人を超える減少となっており、そのテンポは速まっています。

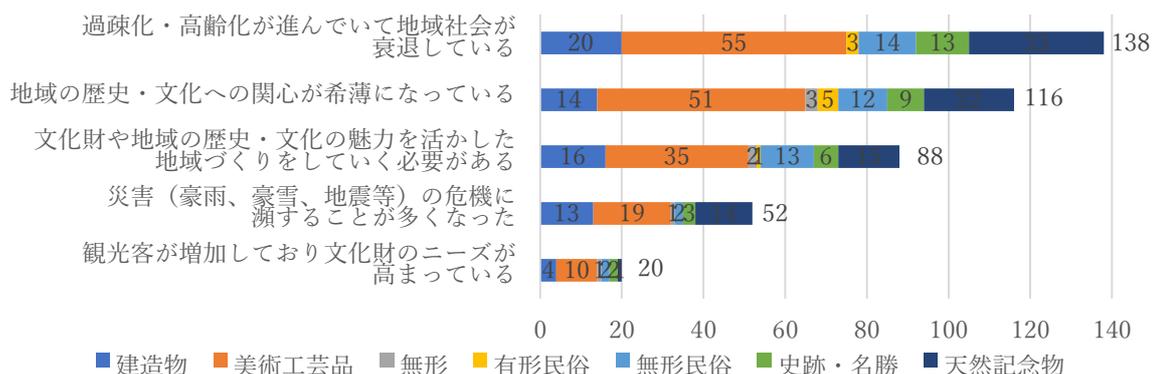
年齢区分別では、年少人口(0-14歳)、生産年齢人口(15-64歳)ともに減少傾向で推移している一方、老年人口(65歳以上)は一貫して増加を続けており、平成7年には年少人口を上回り、高齢化が進行しています。

本県の高齢化や生産年齢人口の減少は、全国より早く進んでおり、我が国全体の状況よりも10年程度先んじた状態で少子高齢化が進行しています。

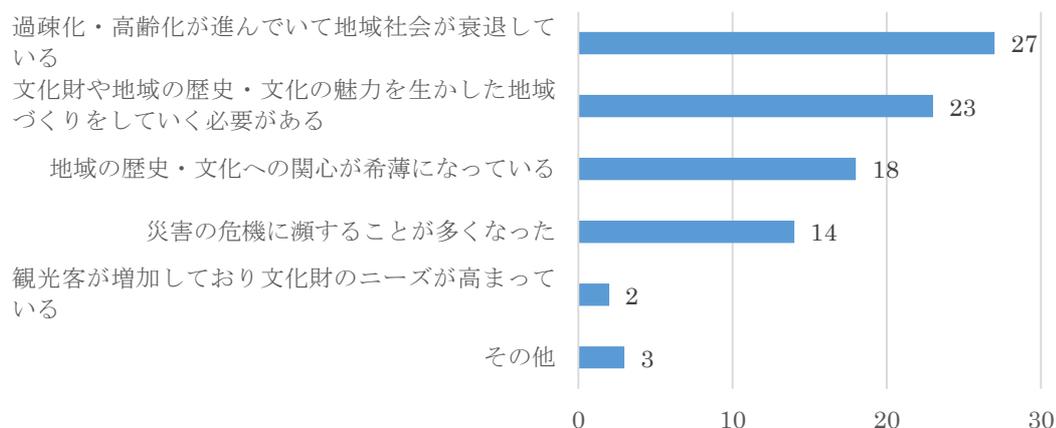
また、今後の地域別人口数は、4地域全て減少し、また、県全体に占める地域別割合については村山地域で上昇しますが、他の3地域は低下していくと推計されています。

人口減少及び少子高齢化が進行することで、地域経済や地域医療、介護・福祉などへの影響が指摘されていますが、文化財の継承についても担い手の確保が困難になるなど様々な影響が及んでいます。県実態調査では、「過疎化・高齢化が進んでいて地域社会が衰退している」の回答は、全ての文化財類型を通して最も多く、市町村に対する調査においても同様の結果でした。一方で、元気な高齢者による活動も活発化しており、新たな担い手層となる可能性も期待されます。

◆図2 文化財を取り巻く地域の現状 (県指定文化財所有者の回答)



◆図3 文化財を取り巻く地域の現状（市町村の回答）



## （2）人々のライフスタイルや価値観の変化

交通や情報通信技術の急速な進展により社会のグローバル化が進み、人々のライフスタイルや価値観は多様化しています。例えば、かつての娯楽は地域で行われる祭りや民俗芸能でしたが、現在はアニメーションやマンガ、ゲームなどのメディア芸術が言葉や言語習慣を越えたコミュニケーションをもたらし、多くの人々に享受されています。また、日常的に使用する衣食住に関する道具についても、自ら原材料から育てて加工・製作するということはなくなり、ほとんどが化学物質を素材として機械によって製造されたもので、高品質なものを誰でも安価で入手することが可能となりました。

地域と切り離されたライフスタイルによる人々の価値観の多様化によって、地域の歴史・文化への影響は避けられません。県指定文化財所有者に対する実態調査では、「地域の歴史・文化への関心が希薄になっている」の回答は、特に無形文化財や無形民俗文化財などの人そのものの「わざ」に関する文化財において、多く見られました。市町村に対する調査においても、約半数の市町村が同様の回答をしています。

一方で、本県の三世代同居率は全国1位で、世代間の交流や支え合いによる暮らしが特徴となっています。高齢者だけでなく、若年者の一部では、歴史文化を活かした地域活動を行ったり、山形県の歴史文化に魅力を感じて移住・定住したりするなどの動きもあります。そのため、若年者は、歴史文化の新たな担い手層となる可能性が期待されます。

## （3）自然災害の増加と防災意識の高まり

地震や津波、水害、土砂災害、暴風、大雪など、近年さまざまな自然災害が発生し、私たちの暮らしに影響を及ぼしています。政府では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災

等に資する国土強靱化基本法」を制定し、翌 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」を策定して、事前防災・減災と迅速な復旧・復興のための基盤を整えました。

それを受け、本県では平成 28 年 3 月に「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画<sup>3</sup>」を策定し、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な県土づくり」の取組みを推進してきました。本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」として、「8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失」が設定されており、普段からの担い手の確保によって最悪の事態を防ぐ必要性が示されています。

自然災害による被害は、文化財にも被害をもたらし、やがて地域社会にもその影響を及ぼすことから、文化財の防災は重要性を増しています。

#### （４）持続可能な地域づくりの活性化

SDGs (Sustainable Development Goals) <sup>4</sup>は、平成 27 年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標です。これを受け、政府は令和元年に「SDGs アクションプラン 2020」を策定し、その中で「②SDGs を原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」として、持続可能な地域づくりを目指すことを示しています。

本県においても、持続可能な地域づくりが求められており、令和 2 年 3 月に策定した「第 4 次山形県総合発展計画実施計画」の推進を通して SDGs の実現に貢献していくことが示されています。

このような動向を受け、すでに一部地域では、歴史文化を活かした地域づくりが活発化しています。地域コミュニティを持続させ、地域づくりの核となる力のある文化財の重要性はより一層高まっています。

県指定文化財所有者に対する実態調査では、「文化財や地域の歴史・文化の魅力を活かした地域づくりをしていく必要がある」の回答は、特に無形文化財や無形民俗文化財などの人そのものの「わざ」に関する文化財において、文化財の継承と地域づくりの相関性が見られました。また、市町村に対する調査においても同様の結果でした。

---

<sup>3</sup> 5 年ごとに見直しを行うこととしており、令和 3 年 3 月に改定。

<sup>4</sup> SDGs は、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指すものです。

## （５）デジタル化による地域を超えた連携

行政運営や社会経済活動全般をデジタル化し、様々な社会課題の解決や今後の経済成長に資することが急速に求められています。政府では、令和３年９月にデジタル庁を発足し、デジタル社会形成に向けた動きを本格化させています。

本県においても、令和３年３月に「Yamagata 幸せデジタル化構想」を策定し、デジタル技術の浸透により県民生活の向上を目指しています。そのアクションの方向性のひとつとして、市町村や他地域との連携のもと、本県の魅力溢れる自然、文化、芸術、歴史等の地域資源を県内外及び国内外へ発信する「デジタル化による地域資源の活用」が示されています。

文化財分野においては、すでにインターネットやSNS、動画サイト等の利用拡大によって、他地域の情報を得たり、自らの取組等に関する情報を発信したりすることが容易になり、地域を越えた共有・交流が生まれており、それらの動きが一層充実することが期待されています。

## （６）観光立国及び観光立県の展開

政府では、平成19年に観光立国推進基本法を施行し、観光を我が国の重要な政策の柱として位置づけ、取り組んでまいりました。

本県においても、平成26年4月に施行された「おもてなし山形県観光条例」に基づき、平成27年3月に「おもてなし山形県観光計画」を策定し、具体的施策を展開してきました。また、令和2年3月には、おもてなしの心と郷土愛にあふれる県民の総参加と全産業の参加による観光立県を確立し、本県経済の持続的な発展や魅力ある活力に満ちた地域社会の実現を図るため、同計画を「第2次おもてなし山形県観光計画～beyond2020～」として改訂し、さらに取組みを進めているところです。

そのうち、リーディングプロジェクト<sup>5</sup>のひとつとして、精神文化、歴史、美食・美酒、温泉、山岳・森林、産業、スポーツ、伝統文化、カルチャー（生活文化）、インフラ、医療などのテーマを中心に、本県の特性を生かし、他にはない「山形ならではの」の魅力・テーマをストーリーで結ぶツーリズムを発信・展開し、県内周遊・消費拡大に結び付ける「各種ツーリズムの推進」が、位置付けられています。

一方で、県指定文化財所有者に対する実態調査と市町村に対する調査では、「観光客が増加しており文化財のニーズの実感が高まっている」の回答は最も少ない結果となりました。

豊かな自然や歴史・文化などの文化財を通して、多くの人々に本県の魅力を知ってもらう機会の創出が必要となっています。

---

<sup>5</sup>集中・重点・加速化して取り組む施策のこと。

## (7) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済活動を初め様々な社会活動に大きな影響を及ぼしています。文化財分野においても、博物館の休館や文化財修理事業の中止・延期などの影響が生じています。今後も大小の感染の波が生じることが予想されるため、新型コロナウイルス感染症との共存（with コロナ）の考えのもと、人々は新たな生活様式による行動を促す必要があります。

## 《コラム》 文化財保護制度の概要

我が国の文化財保護<sup>6</sup>は、明治30年公布の古社寺保存法から始まり、大正8年公布の史蹟名勝天然記念物保存法、さらに昭和4年公布の国宝保存法と幾つかの段階を踏んで対応してきました。保護の対象も、社寺の所有するものからそれら以外のものまで、時代を経て範囲が広がってきました。そして、昭和25年施行の文化財保護法（以下「法」という。）によって、今日の文化財保護行政の根幹となる体系が確立されました。

山形県の文化財保護行政は、法を受け、昭和29年に山形県文化財保護条例（以下「条例」という。）を施行したことに始まります。

ここでは、国と県の文化財保護制度を紹介します。

### 文化財の種類

文化財は、建造物、美術工芸品など有形のもの、芸能や工芸技術など無形のもの、遺跡、名勝地など土地に関わるものなど、その範囲は広きにわたっています。法及び条例では、文化財を以下のとおり区分しています。

有形文化財	建造物及び美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料）
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋等
記念物	史跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡）、名勝（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地）、天然記念物（動物、植物、地質鉱物）
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群

さらに、上記の6類型に加えて、保護すべき対象として以下を定義しています。

埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財
文化財の保存技術	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの

<sup>6</sup> 文化財の保護とは、保存と活用を合わせた意味です。

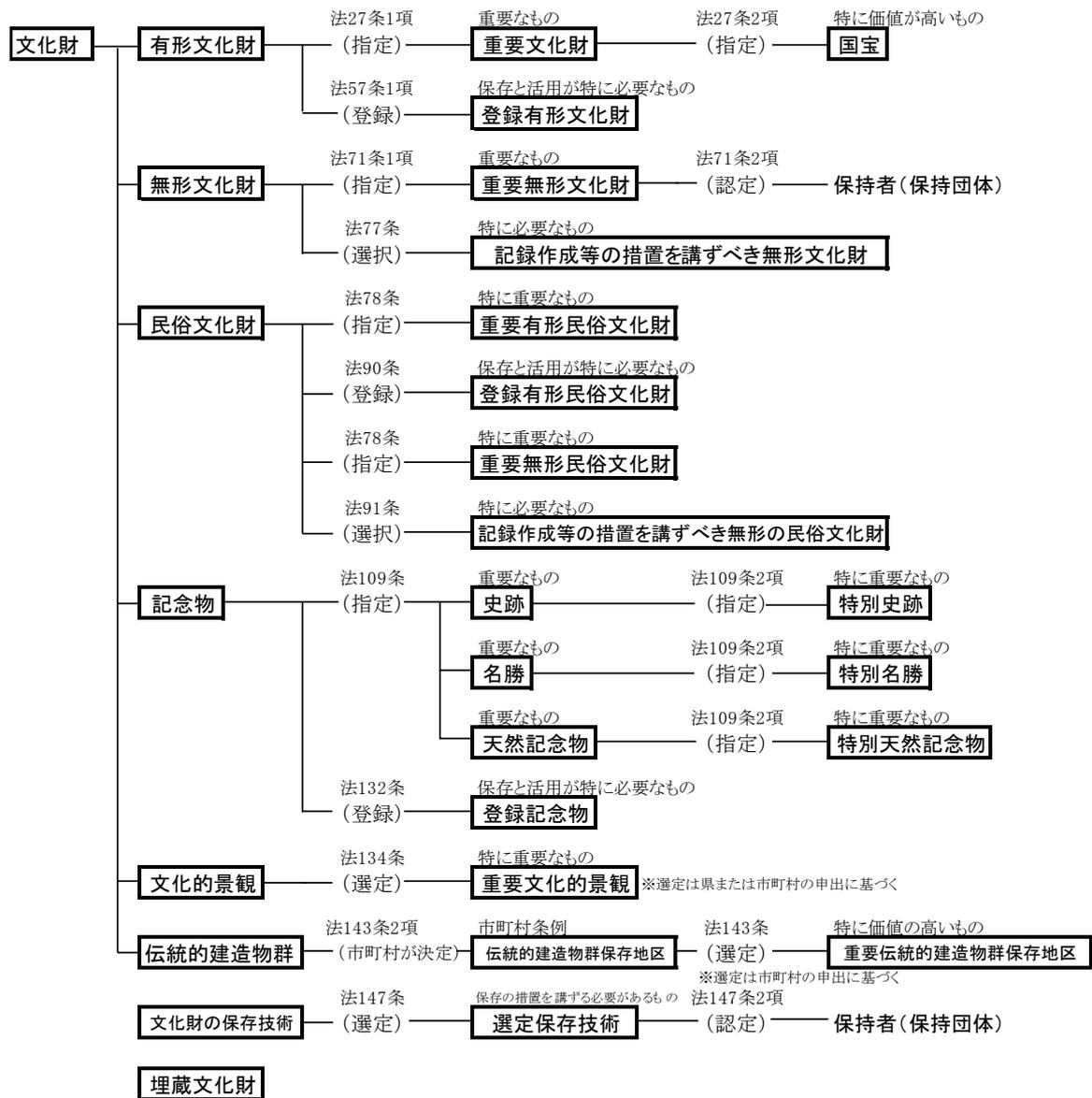
## 保護の体系

長い歴史の中で様々な形で生まれ、伝えられてきた文化財を、国民共有の財産として後世へ確実に伝えるため、法や条例に基づき、価値の高い文化財について指定・選定・認定・選択・登録することによって保護しています。

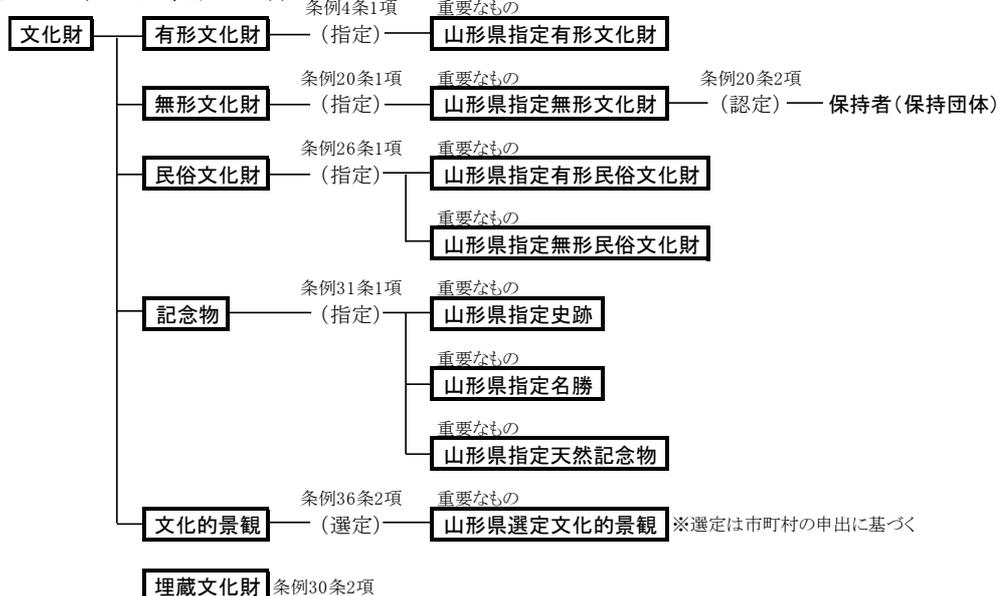
保護の体系	内 容
指 定	法または条例に基づき、有識者からなる諮問機関において調査・審議が行われ、答申を受けて指定します。管理・保存・公開等に関して許可が必要など、法や条例による一定の制限がある一方で、保存修理等に対する補助によって手厚い保護が図られます。
選 定	文化的景観や伝統的建造物群保存地区について、当該地方公共団体による申出を受けた上で選定し、保護を図ります。また、文化財の保存のために欠くことのできない技術・技能のうち、保存の必要があるものを、保存技術として保護します。
認 定	無形文化財の指定や保存技術の選定に当たって、その技術・技能の保持者や団体を定めるものです。
選 択	無形文化財及び無形民俗文化財のうち特に必要なものについて、記録を作成し、保存・公開します。
登 録	指定等の保護制度を補うものとして、地域の文化財を広く保護するものです。届出制を基本とした緩やかな保護措置を講じます。

また、法や条例以外にも、文化庁による日本遺産認定や、ユネスコ憲章に基づいた世界遺産登録や無形文化遺産登録などによって、保存・活用が図られています。

◆ 図4 国の文化財の体系



◆ 図5 県の文化財の体系



## 第1章 大綱の策定にあたって

### 1 大綱策定の趣旨

県では、昭和26年公布の山形県文化財保護条例（以下「条例」という。）に基づき、文化財保護行政を推進してきました。その間、条例については、昭和30年の全部改正のほか、文化財保護法の改正や時代の変化に応じて改正を行い、文化財保護の枠組みを整えてきました。

また、平成25年からは「未来に伝える山形の宝」登録制度<sup>7</sup>を創設し、地域で行われている文化財の継承に関する取組みを支援しています。

近年、政府においては、急速に進んでいる過疎化・少子高齢化を背景として、これからの時代の文化財の継承の在り方に係る議論が行われ、これまで価値づけが明確でなかった未指定文化財を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが重要であると、文化審議会において示されました<sup>8</sup>。この流れを受け、平成30年6月に文化財保護法が改正され（平成31年4月施行）、都道府県による文化財保存活用大綱の策定や市町村による文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の作成、文化財保護業務の首長部局への移管等の具体的措置の新設によって、地方文化財保護行政の推進力の強化が図られました。

県においては、文化行政を知事部局が一貫して総合的に取り組むことによって、伝統的な文化の保護・継承、文化芸術の振興、さらには、地域づくりや観光振興等の幅広い施策につなげていくために、令和2年4月より文化財保護業務を教育委員会から知事部局（観光文化スポーツ部）へ移管しました。こうした知事部局における文化行政の一元化を図った体制整備は、全国的にも早期で、東北地方では最初に着手しています。

この「山形県文化財保存活用大綱」（以下「大綱」という。）は、本県の文化財の保存と活用に関する方向性を示すことにより、市町村や関係機関・団体と連携してこれらの取組みを進めることを目的に策定します。

---

<sup>7</sup> 地域にのこる有形・無形の様々な文化財（山形の宝）を保存・活用する取組みを、「未来に伝える山形の宝」として登録・推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくことを目的としています。

<sup>8</sup> 平成29年12月、国の文化審議会が「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」を文部科学大臣に答申しました。

◆表1 文化財保護行政の主な歩み ※今後、事実再確認のうえ修正します。

年度	西暦	国内	山形県内
明治4	1871	古器旧物保存方の太政官布告	
明治30	1897	古社寺保存法制定	「絹本著色毘沙門天像」(米沢市・上杉神社) 「木造観世音菩薩立像」(山形市・吉祥院) が県内で初めて国の文化財に指定
大正8	1919	史蹟名勝天然記念物保存法制定	
昭和元	1926		山形県史蹟名勝天然記念物調査の実施
昭和4	1929	国宝保存法施行	
昭和8	1933	重要美術品等ノ保存ニ関スル法律制定	
昭和24	1949	法隆寺金堂壁画の焼損	
昭和25	1950	文化財保護法施行 文化財保護委員会の設置	山形県文化財調査の開始(昭和58年まで継続)
昭和26	1951		山形県文化財保護条例公布
昭和29	1954	文化財保護法改正(重要無形文化財指定制度の創設、民俗資料に関する制度の充実、埋蔵文化財に関する制度の充実等)	
昭和30	1955		山形県文化財保護条例全部改正
昭和36	1961	消防法施行令施行	
昭和41	1966		山形県文化財保護条例一部改正 山形県総合学術調査の開始
昭和43	1968	文化財保護法改正(文化庁発足・文化財保護審議会の設置等)	
昭和46	1971		山形県立博物館の開館
昭和50	1975	文化財保護法改正(歴史資料分野の創設、民俗文化財に関する制度の充実、伝統的建造物群保存地区制度の創設、文化財保存技術の保護制度の創設、埋蔵文化財に関する制度の整備等)	
昭和51	1976		山形県文化財保護条例一部改正 山形県文化財保護事業費補助金交付規程制定 県立博物館附属施設として琵琶沼(山辺町畑谷)を自然学習園として開設
昭和55	1980		県立博物館分館として教育資料館を開館
平成5	1993		県立うきたむ風土記の丘考古資料館開館
平成7	1995		山形県郷土館「文翔館」開館
平成8	1996	文化財保護法改正(登録制度の創設等)	
平成11	1999	文化財保護法改正(都道府県・指定都市への権限移譲等)	
平成14	2002		図録『山形県の文化財』刊行
平成16	2004	文化財保護法改正(文化的景観制度の創設、登録制度の拡充、民俗技術の位置づけ等)	
平成17	2005		山形県文化財保護条例一部改正
平成19	2007		山形県文化財保護条例一部改正
平成25	2013		「未来に伝える山形の宝」登録制度の創設
平成27	2015	日本遺産の認定制度の開始	
平成28	2016		ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」として「新庄まつりの山車行事」が県内で初めて登録 「自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』～樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山～」が県内で初めて日本遺産に認定
平成30	2018	文化財保護法改正(文化財の保存活用のための計画制度の創設、文化財保護行政の首長部局への移管可能等)	
令和2	2020		山形県文化財保護条例一部改正 文化財保護業務の知事部局移管
令和3	2021	文化財保護法改正(無形文化財の登録制度の創設、地方における登録制度の法定化等)	山形県文化財保護条例一部改正

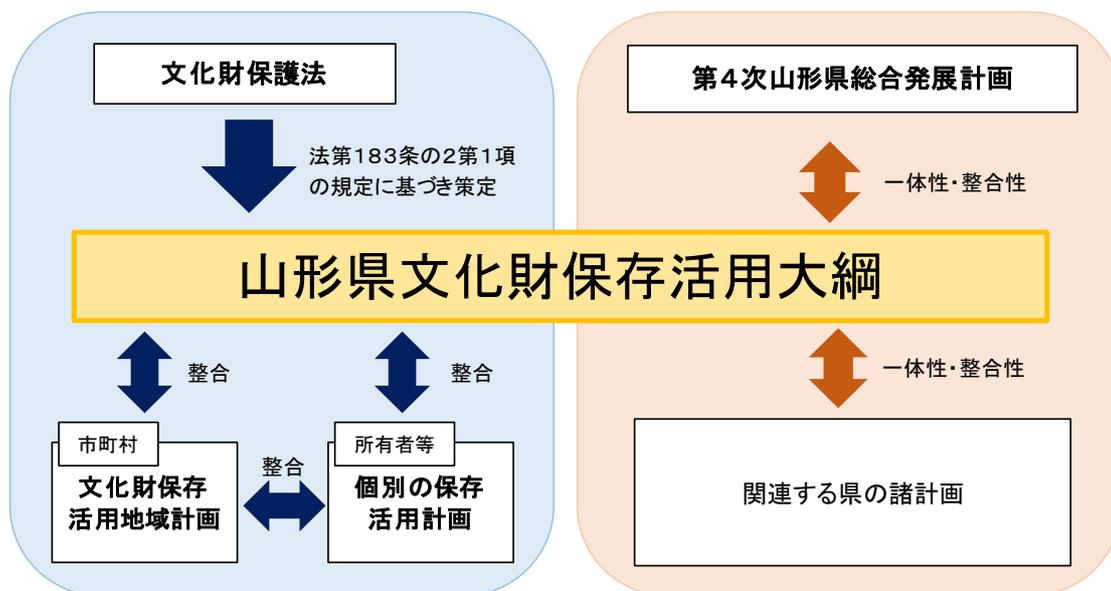
## 2 大綱の位置付け

大綱は、文化財保護法第183条の2第1項に基づき、本県の文化財の保存・活用の方向性を示すものとして策定します。

また、大綱の策定に当たっては、県の長期総合計画である「第4次山形県総合発展計画」（令和2年3月策定）のほか、以下の県の諸計画との一体性及び整合性を図ります。

- ◇県の文化芸術の振興に関する総合計画である「山形県文化推進基本計画—文化でひらくやまがたの未来—」（平成31年3月策定）
  - ◇観光立県の確立に関する基本計画である「第2次おもてなし山形県観光計画～beyond2020～」（令和2年3月策定）
  - ◇県の教育に関する総合計画である「第6次山形県教育振興計画」（平成27年5月策定）
  - ◇県の防災に関する総合計画である「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」（令和3年3月改定）
- そのほか、国連が定める「持続可能な開発目標（SDGs）」に配慮します。

◆図6 大綱の位置付けの模式図



### 3 対象とする文化財等の範囲

本大綱では、文化庁による「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」<sup>9</sup>に基づき、指定等の有無にかかわらず、次に掲げるものを広くその対象とします。

◇文化財保護法第2条で規定されている6つの類型

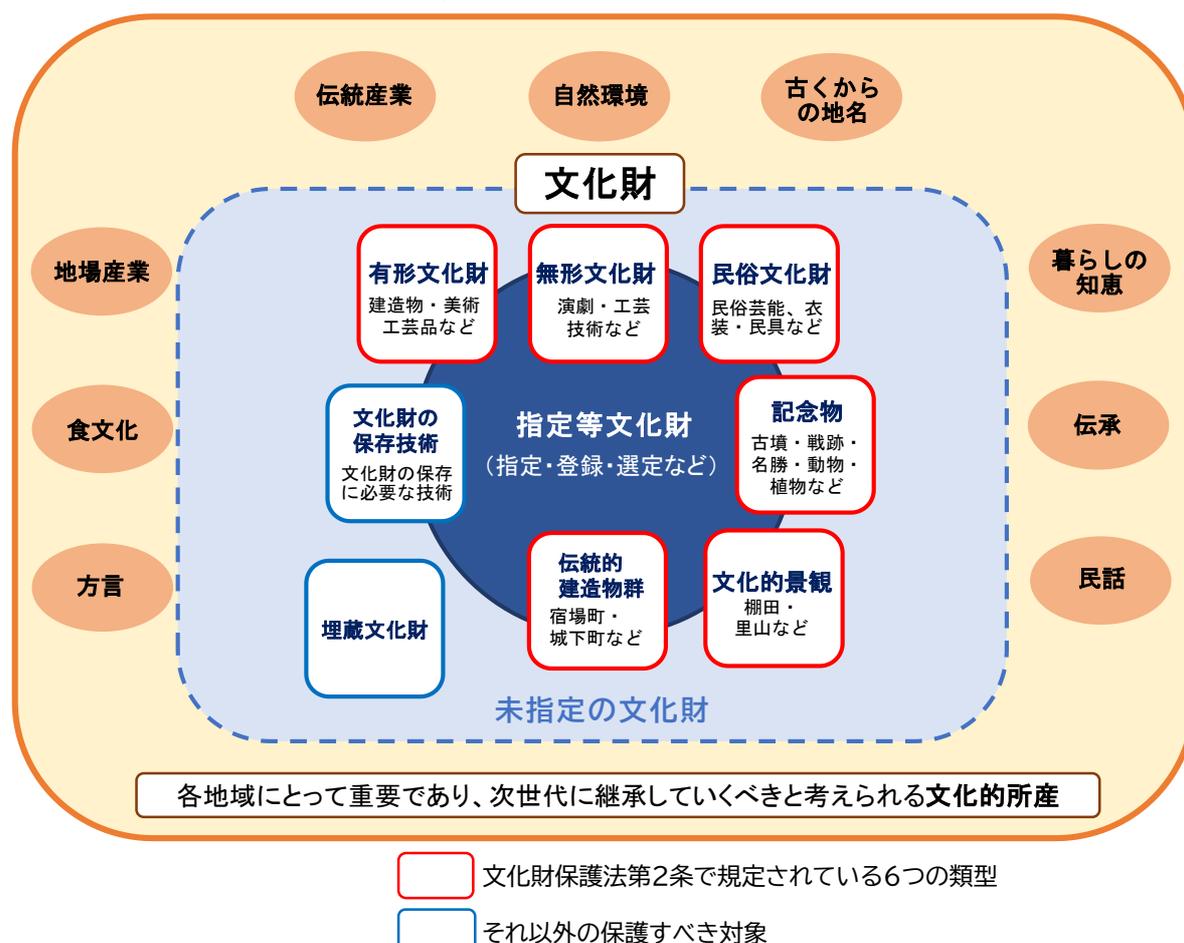
有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群

◇それ以外のもの

埋蔵文化財、文化財の保存技術

このほか、現在は必ずしも文化財に該当すると言えないものであっても、それぞれの地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産についても、広くその対象として捉えます。

◆図7 対象とする文化財等の範囲



<sup>9</sup> 平成31年3月4日付け30文庁第1123号文化庁次長通知。令和3年6月14日付け3文庁第577号文化庁次長通知により一部変更。

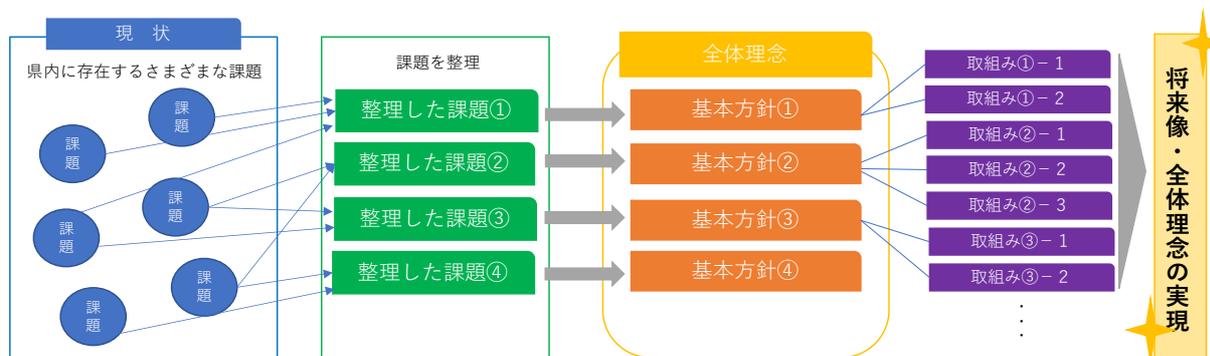
## 4 大綱策定に当たっての整理

県では大綱の策定に当たり、初めに、本県における文化財の保存・活用に関する現状と課題を把握しました。文化財の種類ごとの特徴や差異に配慮しつつ、地域や類型を超えて全体に通じる課題という視点から整理し、今後、県として取り組むべき課題を明らかにしました。

その上で、今後、本県が目指すべき文化財の保存と活用の方向性である「全体理念」を示します。また、それらの課題を解決するために、それぞれの課題に対応する形で「基本方針」を設定するとともに、具体的な施策である「主な取組み」として示すことで、「全体理念」の実現を推進します。

最後に、推進に当たっての各関係者・機関・団体の役割や県の推進体制等の必要事項について整理します。

◆図8 策定の進め方のイメージ図



## 《コラム》 山形県の指定等文化財の概要（１） ～文化財類型ごとの特徴～

県内には、国指定文化財が174件（うち国宝が6件）、県指定文化財が526件、市町村指定文化財が2,145件あります。

また、国及び県指定文化財の数の合計は703件で、東北地方では2番目に多い件数となっています。

このように、本県には自然や歴史的な背景から数多くの文化財が存在します。

◆表2 山形県内の指定等文化財件数 ※今後、時点修正します。

種別・区分		国指定等	県指定等	市町村指定等	国登録	
有形文化財	建造物	30(1)	47	150	186	
	美術工芸品	絵画	8(1)	77	207	0
		彫刻	11	72	274	0
		工芸品	32(2)	103	219	0
		書跡・典籍	4	40	350	0
		古文書	8(1)	3		0
		考古資料	7(1)	21	190	0
		歴史資料	2	31	170	0
無形文化財		0	3	11	0	
民俗文化財	有形	10	7	91	0	
	無形	6	22	95	0	
記念物	史跡	30	31	188	0	
	名勝	8	2	1	0	
	天然記念物	16	67	199	0	
文化的景観		2	0	0	-	
伝統的建造物群		0	-	-	-	
合計		174(6)	526	2,145	186	

( ) 国宝・特別天然記念物は内数。

－ 法及び条例上、制度の規定のないもの。

次に、文化財種別ごとの特徴を紹介します。

### 有形文化財（建造物）

国宝である羽黒山五重塔（国指定／鶴岡市）などの木造建築だけでなく、鳥居（国指定／山形市）のような石造物も指定されています。また、西村山郡役所（県指定・寒河江市）や東村山郡役所（県指定／天童市）など郡役所建築が多く残っています。

なお、登録有形文化財は、年々件数を増やしており、その多くが近代以降の住宅などの建物や砂防堰堤などの土木構造物です。

### 有形文化財（美術工芸品）

絵画では、中世の仏画のほか、板絵著色神馬図（郷目貞繁筆／永禄六年九月奉納の記がある）（国指定／天童市）などの絵馬が指定されています。彫刻では、木造薬師如来坐像（中堂安置）（国指定／山形市）など平安時代の木彫の仏像のほか、銅造ゆあみ新海竹太郎作（県指定／山形市）のように近代のものも指定されています。工芸品では、国宝である太刀 銘信房作（国指定／

鶴岡市)など刀剣のほか、甲冑具足などの武具類、法具類、装束類と幅広く指定されています。書跡・典籍では、紺紙金字後奈良天皇宸翰般若心経(越後国)(国指定/米沢市)などの指定があります。古文書では、国宝である上杉家文書(国指定/米沢市)のような古文書群の指定があります。考古資料では、上柳渡戸八幡山遺跡出土品(県指定/山形市)などの群資料の指定があります。歴史資料では、絵図のほか、峯中碑伝(県指定/鶴岡市)などの石造物の指定が多いです。

#### 無形文化財

国の指定はありませんが、県では工芸技術として深山和紙など3件が指定されており、併せて保持者・保持団体が認定されています。

#### 有形民俗文化財

岩谷十八夜観音庶民信仰資料(国指定/中山町)など信仰に関わるもののほか、庄内の米作り用具(国指定/鶴岡市)など衣食住や生業、生産に関わるものが指定されており、いずれも本県の特徴をよく表しています。

#### 無形民俗文化財

杉沢比山(国指定/遊佐町)や萩野・仁田山鹿子踊(県指定/新庄市)など、民俗芸能の指定が多いです。風俗慣習では、松例祭の大松明行事(国指定/鶴岡市)などが指定されています。加えて民俗芸能・風俗慣習においては、安久津延年(国選択/高島町)や山寺夜行念仏の習俗(国選択/山形市、天童市)などが記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されています。なお、民俗技術の指定はありません。

#### 記念物(史跡)

国指定、県指定ともに原始から近代にかけての重要遺跡などが指定されています。どの時代も山形県の歴史を語るうえで欠かすことのできない重要な遺跡です。

縄文時代の遺跡として、日向洞窟(国指定/高島町)や大立洞窟(国指定/高島町)などの洞窟遺跡のほか、小山崎遺跡(国指定/遊佐町)や角二山石器時代住居跡群(県指定/大石田町)など集落遺跡の指定があります。

古墳時代では、稲荷森古墳(国指定/南陽市)や菅沢古墳二号墳(県指定/山形市)の大規模古墳のほか、下小松古墳群(国指定/川西町)や安久津古墳群(県指定/高島町)など群での古墳も指定されています。また、この時期の集落遺跡として嶋遺跡(国指定/山形市)や西沼田遺跡(国指定/天童市)があります。

古代では、古代出羽国の政治の中心であった城輪柵跡(国指定/酒田市)を筆頭に、堂の前遺跡(国指定/酒田市)の附属寺院、須恵器窯跡(県指定/上山市、鶴岡市)などの生産地が指定されています。

中世では、左沢楯山城跡(国指定/大江町)や平形館跡(県指定/鶴岡市)、清水城跡(県指定/大蔵村)などの城館跡が多く指定されています。

近世以降は、山形城跡(国指定/山形市)などの城郭、慈恩寺旧境内(国指定/寒河江市)などの社寺境内、出羽仙台街道 中山越(国指定/最上町)や一里塚(県指定/酒田市)などの交通施設、新庄藩主戸沢家墓所(国指定/新庄市)や林泉寺米沢藩上杉家及び家臣団墓所(県指定/米沢市)、北楯大学墓(県指定/庄内町)などの墳墓、旧鑑屋(国指定/酒田市)や松ヶ岡開墾場(国指定/鶴岡市)、春雨庵(県指定/上山市)や格知学舎(県指定/天童市)、旧山形県会仮議事堂(県指定/山形市)などの旧宅・旧跡など、その種類は多岐にわたります。

#### 記念物(名勝)

自然的名勝では、おくのほそ道の風景地 本合海(国指定/新庄市)のほか大沼の浮島(国指定/朝日町)などが指定されています。人文的名勝では、酒井氏庭園(国指定/鶴岡市)など庭園の指定が多いです。

## 記念物（天然記念物）

動物では、飛島ウミネコ繁殖地（国指定／酒田市）など、鳥類や魚類、昆虫等の生息地・繁殖域がエリアとして指定されています。また、「県の獣」でもあるカモシカ（国指定）などは、広範に生息が確認されていることから、地域を定めずに指定されています。植物では、東根の大ケヤキ（国指定／東根市）などの古木の指定が目立ちます。地質鉱物では、化石などの指定があります。

## 文化的景観

文化的景観は、平成16年の法改正において新たに加えられた文化財で、本県文化財保護条例でも同年に保護対象としたものです。これまでに、国によって最上川の流通・往来及び左沢町場の景観（国選定／大江町）など2件の選定があり、いずれも最上川に関連する文化的景観です。

## 伝統的建造物群

伝統的建造物群は、昭和50年の法改正において新たに加えられた文化財ですが、これまでに国による選定はありません。

## 文化財の保存技術

伝統建具製作技術（国選定／山形市）が国により選定され、山形県に所在する保存団体が認定されています。

## 埋蔵文化財

山形県には、周知の埋蔵文化財包蔵地が約5,200箇所あります。埋蔵文化財包蔵地は、原則的に旧石器時代から中世まではすべて対象となっており、近世に属するものについては地域において必要なもの、近現代については地域において特に重要な判断されたものが、その対象となっています。

## 文化財検索サイト「山形の宝検索 navi」

県民の身近にある文化財を「山形の宝」として「知る」「守る」「活かす」取組の一環として、指定文化財等の写真や解説、所在地などを検索し、閲覧できるサイトを開設しています。

【URL】<https://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/>



## 第2章 山形県の文化財を取り巻く現状と課題

### 1 文化財保護実態調査の実施

県では、県内の文化財保護の実態を把握するために、県指定文化財の所有者・保持者・保存会及び市町村に対して文化財保護実態調査を実施し、現状や課題等の意見を広く聴取しました。大綱は、本調査によって明らかになった実態に基づき、策定します。なお、本調査の結果概要は、資料編に附します。

#### (1) 県指定文化財所有者・保持者・保存会に対する調査

##### ◇調査対象

県指定文化財所有者・保持者・保持団体・保存会 287件

##### ◇調査時点

令和2年10月1日

##### ◇調査方法

分野毎に7種（建造物、美術工芸品、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡・名勝、天然記念物）の調査票を用意し、対象者に対して該当する調査票（返信用封筒を同封）を郵送し、期限までに回答を得た。

##### ◇主な調査内容

- ①所有者について
- ②県指定文化財の管理について
- ③県指定文化財の修理について  
※「修理」には、史跡の整備や天然記念物の再生事業も含む。
- ④県指定文化財の活用について
- ⑤県指定文化財の防災について
- ⑥県指定文化財のこれからの継承について

##### ◇回答数等

	分野	送付数 (調査票ベース)	回答数 (件)	回答率 (%)
1	建造物	37	28	75.7%
2	美術工芸品	148	103	69.6%
3	無形文化財	3	3	100.0%
4	有形民俗文化財	6	6	100.0%
5	無形民俗文化財	22	16	72.7%
6	史跡、名勝	22	21	95.5%
7	天然記念物	49	42	85.7%
	合計	287	219	76.3%

(2) 市町村に対する調査

◇調査対象

市町村 35 件

◇調査時点

令和 2 年 10 月 1 日

◇調査方法

各市町村に対して電子メールで様式（エクセルデータ）を送付し、期限までに回答を得た。

◇主な調査内容

- ①市町村の文化財行政の現状について
- ②文化財に関する計画等について
- ③県指定文化財の所有者等との関係について
- ④文化財の調査について
- ⑤文化財の管理について
- ⑥文化財の修理について

※「修理」には、史跡の整備や天然記念物の再生事業も含む。

- ⑦文化財の防災について
- ⑧文化財を取り巻く環境について
- ⑨市町村の独自の取組について
- ⑩県に期待すること

◇回答数等

35 件 (100%)

## 2 文化財を取り巻く現状と課題

前項の文化財保護実態調査によって明らかになった本県の文化財を取り巻く現状と課題について、項目別に整理します。なお、文化財の類型別の現状と課題は、資料編に附します。

### (1) 文化財を継承する基盤に関する現状と課題

#### ① 継承の担い手に関する現状と課題

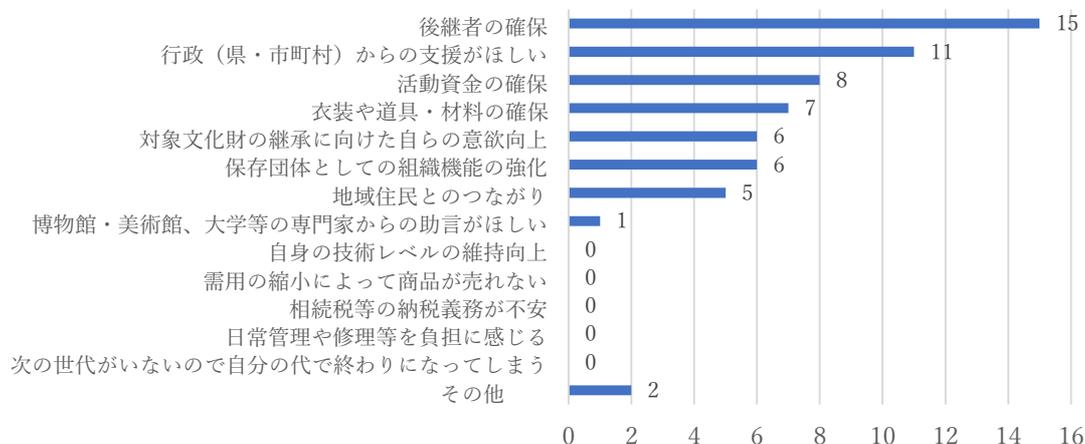
これまで多くの文化財は、寺院や神社、家、あるいは地域コミュニティそれぞれの中で、地域住民によって継承されてきました。しかしながら、近年は、少子高齢化等の影響から無住の寺や神社が増加し、旧家が空き家になるなど、その継承の基盤が揺らいでいます。また、地域において文化財を継承してきた方々は高齢となり、文化財を継承する担い手が減少しています。

一方で、文化財によっては、所在する地域の外に高い興味関心を持っている人がいるものの、その文化財が所在する地域の住民の興味関心や理解が十分ではない、「関心のドーナツ化現象」が発生している場合があります。また、地域の魅力を伝える文化財であるにもかかわらず、一部の住民のみに継承が委ねられてしまっている場合もあり、地域全体での担い手の育成が課題となっています。

また、地域の歴史・文化に興味関心を持つ大学生など外部の方々は有力な担い手として期待されていますが、大学卒業後も継続して活動に関わるまでには至らず、担い手としての定着にはつながりにくいことが課題です。

県実態調査では、無形民俗文化財の保存会の9割以上が「後継者の確保」が課題とであると回答しました。特に民俗芸能などの場合、担い手を育成するには子どもの時から親しむ機会をつくることが重要ですが、学校の統廃合等により地域学習の機会が失われ、子どもが地域の歴史・文化に触れる機会が減少しています。

#### ◆図9 文化財の継承に当たっての課題（県指定無形民俗文化財保存会の回答）

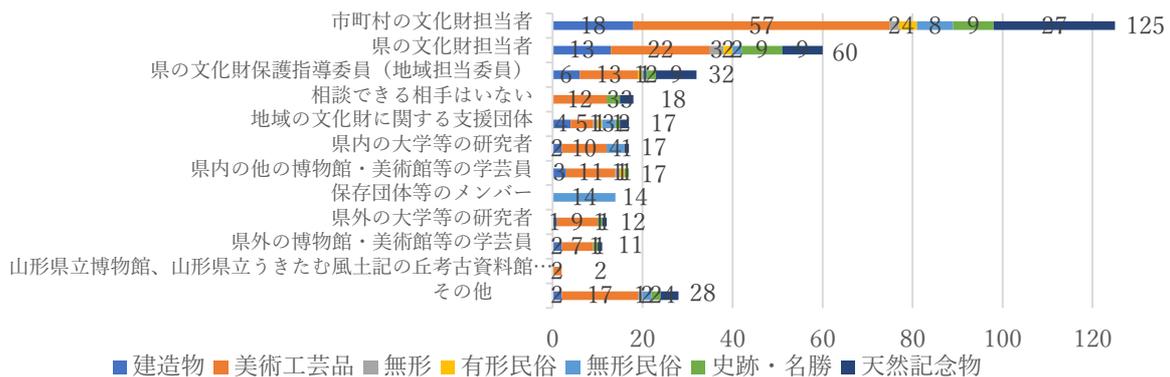


## ② 継承のための連携に関する現状と課題

文化財の継承に当たり、所有者等だけで課題や悩みを抱えて解決策が見出せない場合が多くあります。

県実態調査では、所有者等の約3割が県の文化財担当課を、約6割が市町村の文化財担当課を、それぞれ心配や困りごとある場合の相談相手と回答していましたが、「相談できる相手はいない」という回答もあり、孤立している所有者等も見受けられます。

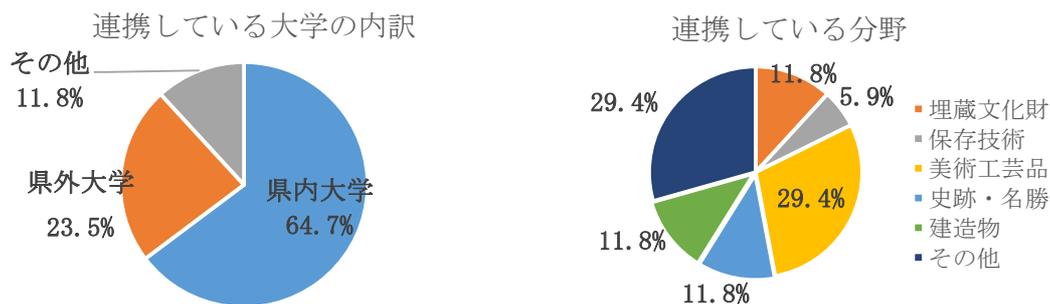
◆図10 心配や困り事、疑問がある場合の相談相手（県指定文化財所有者等の回答）



県及び市町村は、それぞれ有効な取組みを実現するために、大学等研究機関と積極的に連携するとともに、県では、各事業の実施に当たり、県内外の有識者を審議会等の委員や調査員などとして委嘱しています<sup>10</sup>。

また、県実態調査では、約7割の市町村から、調査の実施などで大学等研究機関と連携しているとの回答がありました。さらに、建造物や史跡・名勝においては、地域住民による郷土史研究会との連携が活発に行われています。

◆図11 市町村における大学等研究機関との連携状況（市町村の回答）



しかしながら、それぞれの有効な取組みが市町村間で十分に共有されていないため、効果が限定的になってしまっていることが課題です。例えば、茅葺屋根の継承は多くの市町村での以前からの課題となっていますが、一つの市町村が単独で取り組むにはコストを要します。県は、このような課題に対し、広域的な取組みを後押しする必要があります。

<sup>10</sup> 詳細は、第5章第2節県の推進体制の整備を参照。

さらに、県及び市町村には、それぞれ観光、まちづくり、景観、教育等の他分野と連携していく視点が求められていますが、それらの取組みも十分とは言えないという指摘もあります。

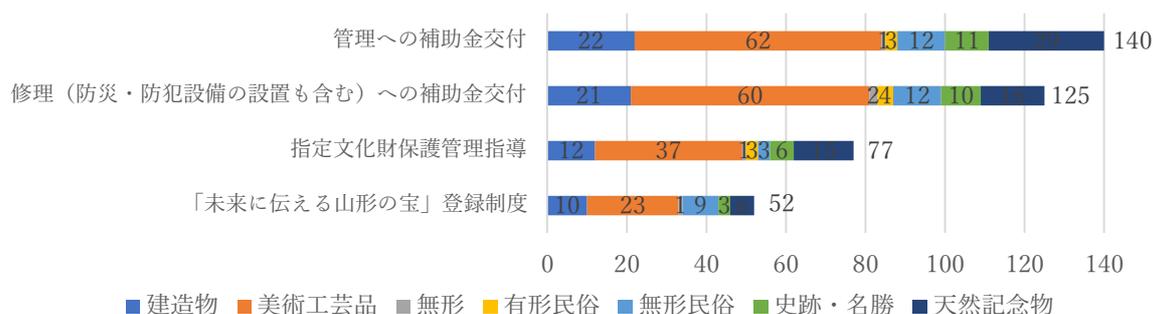
### ③ 継承に係る費用に関する現状と課題

文化財の継承のためには、維持管理や修理等において多額の費用を要しますが、所有者等が資金を確保できないため、文化財の継承が適切に図られない場合があります。

県は、国及び県指定文化財に係る費用に対して補助を行い、所有者等の負担軽減を図ってきました。市町村の多くも、域内の文化財の保護の観点から随伴して補助を行っています。

修理等を要する文化財が多く、修理に多額の費用を要する文化財も多いため、文化財の修理等に対して県及び市町村が必要な予算を確保することは非常に重要です。

◆図 12 今後も続けてほしい県の取組み（県指定文化財所有者等の回答）



特に、建造物や美術工芸品の有形文化財については、「自分の代は守っていくが、子どもにそれは求められない」という所有者の声があります。所有者等が県や市町村に対して寄贈の意向を示しても、財政状況等により県や市町村が受け入れられない場合には、行き場を失ってしまう文化財もあります。また、県や市町村が寄贈を受けた場合でも、財政状況等により適切な保存や活用に至らない場合もあります。地域の豊かな歴史・文化を表している文化財を確実に継承するためには、費用負担の在り方を検討することが急務となっています。

### ④ 所有者等に関する現状と課題

所有者等の多くは、日常の維持管理や修理等を大きな負担と感じています。また、公開やイベントなどの活用に関する取組みについても、受入体制の整備等に費用の負担を要し、もともと体力のない所有者等や地域にとって、大きな負担となることがあるため、県や市町村によるサポートが必要です。

#### ⑤ 持続的な継承に関する現状と課題

文化財の継承活動は、中長期的な展望をもって持続的に行うことが重要ですが、イベント等の一時的な取組みにとどまり、持続的な取組みにつながらないために、効果が十分に発揮されないことがあります。例えば、子ども達に対する自然学習は、毎年継続して行うことで多くの子ども達に自然愛護の理念を伝える役目を果たしますが、1回のみで開催では、その効果が十分ではないという指摘があります。文化財の継承の取組みについては、持続可能な仕組みづくりが必要です。

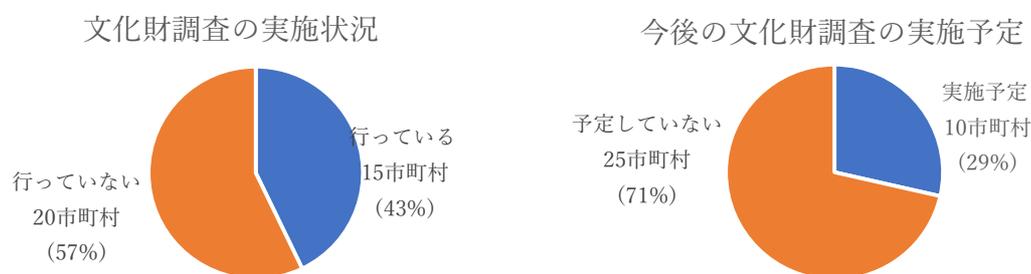
## (2) 文化財の保存に関する現状と課題

### ① 調査に関する現状と課題

県内における総合的な文化財調査としては、県が昭和25年から昭和58年にかけて各類型・テーマごとに実施した「山形県文化財調査」や、昭和60年実施の「山形県無形民俗文化財調査」など国の補助を受けて実施した調査があり、いずれも冊子や報告書等が刊行されています。

また、市町村でも、域内の文化財の悉皆調査や市町村史編纂事業による調査のほか、個々の文化財の学術的価値を明らかにするための調査も活発に行われています。県実態調査では、調査時点で15市町村が文化財調査を行っており、また、10市町村が今後実施を予定しています。

#### ◆図13 市町村における文化財調査の実施状況



このように、県及び市町村において、それぞれ文化財調査が実施されてきましたが、本県に残る多数の文化財や本県の歴史・文化の深さや多様性を鑑みると、これまでの調査だけでは不十分です。近年の文化財の状況や最新の学術研究の進展を反映し、悉皆的・総合的に文化財を把握する必要があります。

### ② 指定に関する現状と課題

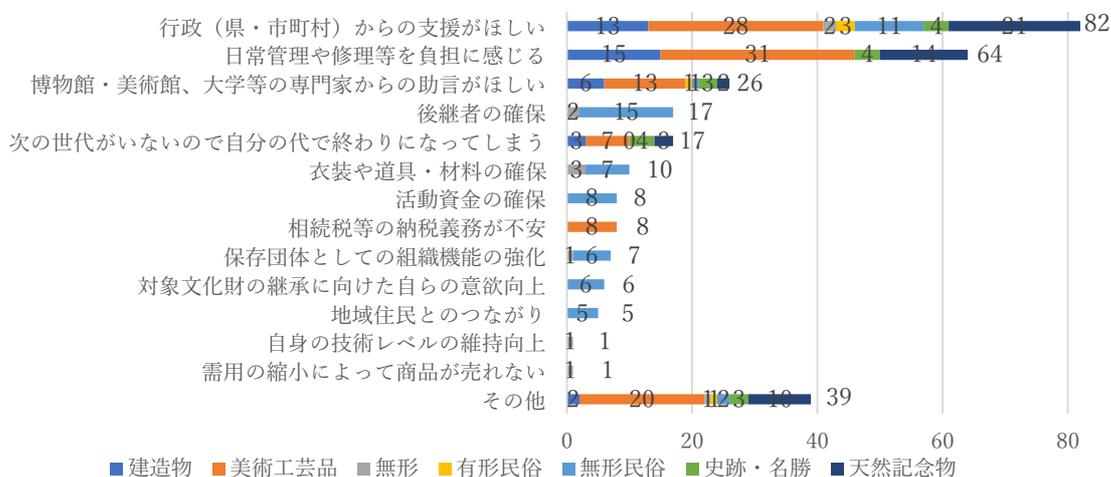
県では、平成6年度から平成22年度までの間、県文化財保護審議会の各担当委員から提案された指定候補をA～Dランクに分類し、Aランクから順次指定してきました。また、平成23年度から令和2年度までは、B～Dランクを廃止し、AランクとAランク候補に分類して順次指定してきました。

それら候補のなかには、ランク付けされてから長年、指定または除外にならないものもあり、ランク制度が機能的に働いていないことが課題となっていました。また、地域の文化財を幅広く調査して、候補として把握できていないため、指定文化財に地域や分野の偏りが生じていることも課題となっていました。

### ③ 維持管理に関する現状と課題

文化財を将来に向けて継承していくためには、所有者等による日常の維持管理が非常に重要です。県実態調査では、所有者等の多くが、日常の維持管理に負担や不安を感じていることが分かりました。

◆図 14 文化財の継承にあたっての課題（県指定文化財の所有者等の回答）

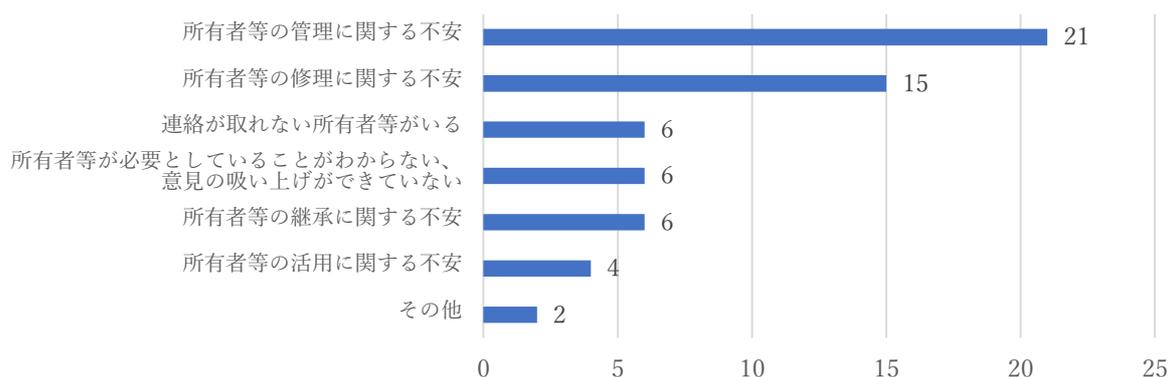


類型毎に現状と課題を整理すると、建造物については、所有者の半数以上が日常管理や修理を負担に感じていました。建造物をはじめ史跡・名勝、天然記念物等は、多額の費用の負担が伴うことが要因と考えられます。美術工芸品については、温湿度や光の影響を受けやすいため、保存環境に留意する必要がありますが、適切な環境で保存できていない場合があります。また、防犯・防災設備の設置・更新や耐震化等のハード面の整備も必要ですが、未整備のものが多くあります。また、無形民俗文化財については、その保存会の半数は、活動資金そのものの確保に苦慮しています。一方で、民具等の有形民俗文化財については、保管のための広いスペースを要するため、廃校の体育館等に保管するなど工夫している事例もあります。

文化財の維持管理は所有者等の義務として委ねられており、所有者等の多くは日常の維持管理に対して不安を感じています。市町村も、所有者等による維持管理に不安を感じており、明らかになっていない課題が潜在している可能性があります。また、県や市町村が所有者等から維持管理に関する専門的・技術的な相談を受けても、専門的な知識の不足などから、指導・助言できないことも課題となっています。県においては、文化財保護管理指導を実施していますが、市町村及び所有者等から「専門的な指導が不足している」という指摘があります。

さらに、法や条例に基づく所有者変更届や所在場所変更届等の維持管理に関する手続きが、所有者等に十分に理解されておらず、世代交代等による相続時に文化財に関する届出が忘失され、そのまま所在不明になるケースが多く発生しています。

◆図 15 所有者等との関係における課題（市町村の回答）



◆図 16 文化財の管理に関する課題（市町村の回答）



#### ④ 修理等に関する現状と課題

国及び県指定文化財については、保存修理や防災設備の設置・更新、土地の公有化など保存に関する取組みが行われてきました。また、近年では、建造物や史跡を中心に、その保存と活用の方針を定めた「保存活用計画」の策定も積極的に進められています。

しかしながら、指定文化財であっても、適切な周期での修理等は進んでおらず、今後修理を行う必要のあるものが多数確認されています。修理が進まない理由としては、所有者等の費用の負担が大きいこと、所有者等が修理をすべき時期かどうかの判断ができないこと等のほか、県及び市町村の予算が十分に確保されていないことも指摘されています。

◆図 17 修理に関する課題（市町村の回答）

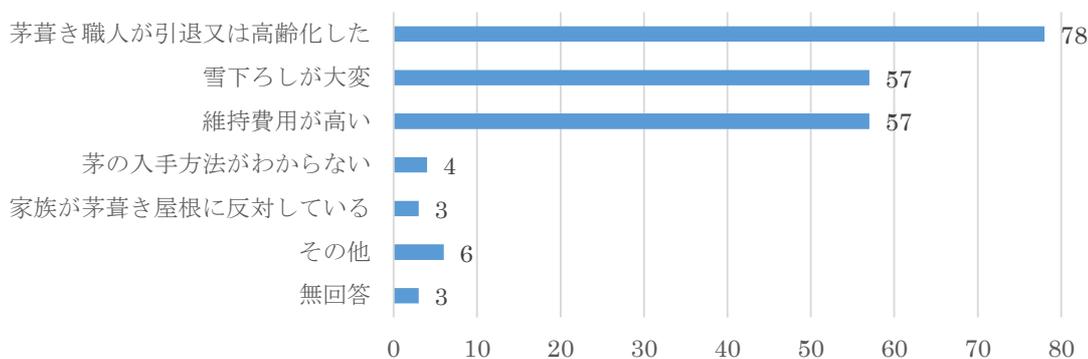


そのため、県では、令和3年度から「県指定文化財保存実態調査」<sup>11</sup>を実施し、県指定文化財の損傷状態を調査し、修理の必要性・緊急度を判断することで、県及び市町村、所有者等が修理費用の準備も含めて計画的に修理を進める取組みに着手しています。

一方で、文化財の維持や修理に必要な伝統的な技術に対する需要が低下しているため、文化財を支える技術、原材料、道具などが消滅・衰退の危機にあります。

平成25～26年度に県教育委員会が実施した調査<sup>12</sup>によると、県内の茅葺き屋根の建物は718棟（うち指定等文化財53件）で、茅葺き職人は41名でした。茅葺き屋根建造物の所有者（全160件のうち回答があった110件）からは、茅葺き職人の不足や高額な維持コスト、茅材の調達困難などの課題が寄せられています。このように、茅葺き屋根の修理は、道具、原材料、職人いずれも確保が困難になっており、早急な対応が必要です。

◆図18 茅葺き屋根の維持について困っていること（茅葺き屋根建造物所有者の回答）



## ⑤ 史跡・名勝の指定及び整備等に関する現状と課題

史跡・名勝などは、広範囲の土地と結びつく文化財であり、対象となる現地での保存が基本となります。指定にあたっては、所有者等の権利が制限されることもあり、同意を得ることが困難な場合があります。また、開発行為からの保護を図るために当該市町村が土地の買い上げを要する場合もあり、多額な財政負担を伴います。

さらに、指定後は保存活用計画を作成し、保存や整備に関する将来的な方針を明らかにする必要があります。その後の整備計画に基づいた整備は、10年以上を費やす大規模な事業となる場合が多く、所有者等及び当該市町村にとって長期にわたる財政負担や人的リソースの出費を伴います。また、整備は発掘調査等の成果に基づき、本質的価値の正しい理解のために行う必要があります。

<sup>11</sup> 詳細は47ページ参照。

<sup>12</sup> 一般財団法人山形県建築士会茅葺き屋根建造物調査委員会『山形県茅葺き屋根建造物継承事業調査報告書』（平成27年、山形県教育委員会）による。

## ⑥ 人による伝承に関する現状と課題

無形文化財や無形民俗文化財の伝承に当たっては、時代背景や社会情勢等に応じて、その変化をどこまで許容するかというのは、大きな問題と考えられます。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、その伝承の在り方は大きく揺らいでいます。

県では、令和2年10月に国及び県指定の無形民俗文化財の保存団体に対して、その伝承の状況調査を実施しました<sup>13</sup>。その結果、回答を得られた20団体のうち、13団体が祭り・行事や民俗芸能の中止を余儀なくされていました。また、実施した7団体のうち、3団体が実施日や実施場所を変更し、従来と同様の方法で実施した団体は4団体のみでした。

---

<sup>13</sup> 新型コロナウイルス感染症によって、全国的に祭り・行事や民俗芸能等が中止を余儀なくされていることから、県内の状況を把握するために、県及び県指定の無形民俗文化財保存団体（30団体）に対してその状況を調査したものの。

### (3) 文化財の活用に関する現状と課題

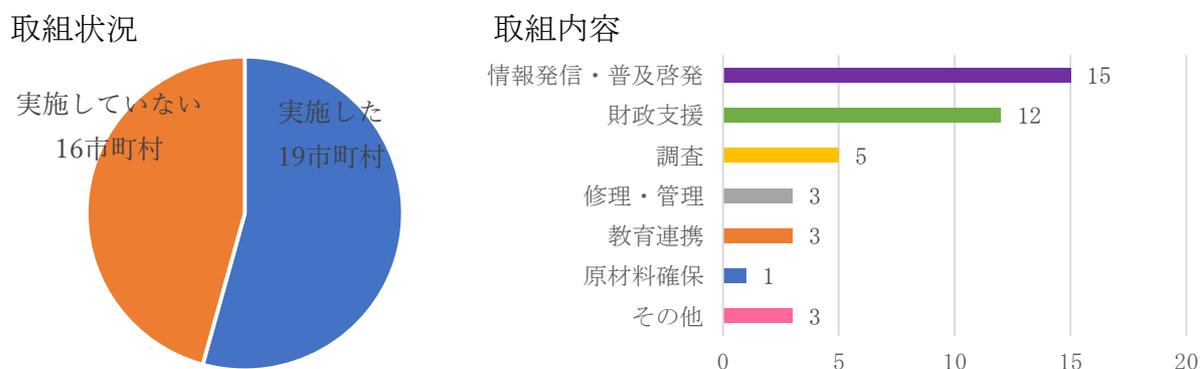
#### ① 理解の促進に関する現状と課題

これまで、所有者等はじめ文化財関係者により、地域の歴史や文化財の価値に対する理解を促進する取組みが行われてきました。

県では、埋蔵文化財発掘調査の速報会、出土品の貸出、市町村との共同展示、埋蔵文化財センターと連携した小学校への出前講座等の普及啓発事業など、埋蔵文化財を中心に理解を促進する取組みを行っています。

また、県実態調査では、19市町村において直近5年間で文化財保護に関する取組みが行われ、そのうち15市町村において域内の文化財の一斉公開や講座の開催などの情報発信や普及啓発の取組みが行われています。

◆図 19 市町村における直近5年間の独自の取組み（市町村の回答）



しかしながら、まだまだ県民の文化財に対する関心が高まっているとは言えず、様々な取組みを通じ、文化財に対する関心を高める必要があります。文化財に対する関心が不十分であることの最大の要因は、その「分かりにくさ」、「難しさ」、「取っつきにくさ」等からくる「自分には関係のないもの」という認識そのものにあると考えられます。人々の価値観やライフスタイルが変化し、現代を生きる私たちは、文化財を身近に感じる事が困難になりつつあります。例えば、書跡・典籍、古文書などは、くずし字を読める人が少なくなっているため、解読して情報を整理しないと公開にはたどり着きません。

文化財に対する関心を高めるためには、文化財に触れる機会、知る機会を設けて理解の促進に努める必要があります。文化財に関する学術的価値については、所有者等や一般の方々には難しすぎて分からないことが多く、特に、所有者等の世代交代に当たっては、次の世代に正しい理解が得られない場合、売却や廃棄につながる可能性があるため、分かりやすく価値を伝えることは非常に重要です。一方で、「分かりやすさ」を優先することにより誤解や偽史が独り歩きし、文化財の本質的価値が置き去りになってしまうこともあるため、「分かりやすさ」について、どこで折り合いをつけるかは難しい課題です。

## ② 文化財の公開に関する現状と課題

近年、文化財の価値や魅力を地域づくりに活かし、文化財を地域の核として位置付け、人々の交流を促す動きが求められています。文化財の活用については、特に建造物において活発に行われています。安全に多くの観光客等の来訪者を呼び込むためには、建築基準法や消防法などへの適合が不可欠です。しかし、そのためには多額の費用がかかる場合も多く、活用を断念し、そのまま放置されてしまう場合があることが課題のひとつとなっています。

## ③ 地域づくりや観光振興への活用に関する現状と課題

文化財の活用については、文化財の価値や魅力を多くの人に理解してもらう普及啓発としての活用のほか、文化財を地域のシンボルとした「地域づくり」への活用や「観光振興」のための活用などが行われてきました。

これまで、本県では「日本遺産」や「未来に伝える山形の宝」等の取組みを通じて、未指定の文化財を含めた地域の文化財の活用を進めてきたところです。

近年は、歴史的な建造物や町並み、伝統的な行事や祭礼など、地域に古くから伝わる文化財の価値を見直し、複数の文化財をひとまとまりにして地域活性化につなげ、地方創生や地域経済の活性化への貢献など、文化財への期待が高まっています。

こうした背景の中で、令和2年5月1日には、地域の様々な文化資源<sup>14</sup>を磨き上げることで文化についての理解を深める機会を充実させ、国内外からの観光客の来訪を促進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とした「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行され、文化財活用の基盤の整備が進められています。

なお、県実態調査では、文化財を取り巻く環境として「観光客が増加しており文化財のニーズが高まっている」への回答は少なく、所有者等は観光分野での文化財活用への関心の高まりを実感できていない実情にあります（図2）。

---

<sup>14</sup> 有形又は無形の文化的所産以外の文化に関する資源のこと。

## (4) 文化財の防災に関する現状と課題

### ① 平時の対応に関する現状と課題

近年、全国的に地震や大雨・洪水等が頻発していますが、災害は文化財にとっても大きく、身近なリスクです。県では、文化庁が作成したガイドライン<sup>15</sup>の内容を踏まえ、市町村文化財主管課や県文化財保護指導委員を通じた所有者等への防火・防災への注意喚起や、毎年1月26日に実施している「文化財防火デー」の取組みによって防火意識の啓発に努めています。また、国及び県指定文財の耐震補強や防火・消火設備の設置等に対する補助を行ってきました。

しかしながら、特に県指定の建造物は、防災・消火設備が未設置なものや、耐震診断を行っていないため耐震のための必要な措置が不明なものが多数あり、ハード面の備えは十分ではありません。理由として、多額な経費を要するため所有者の負担が過大であることが挙げられますが、建造物の被害は人命にも関わることから、その対策が求められます。

そもそも文化財の防災対策は、平時に、どこに何がどんな状態で所在するのか把握することから始まります。しかしながら、未指定の文化財についてはその所在と状態の把握が不十分です。もし、そのような文化財が災害の被害に遭った場合、地域の歴史・文化の証左が人知れず失われてしまうことにつながります。

さらに、県及び市町村それぞれにおいて、防災・災害対応全般の中での「文化財防災」の位置付けが不十分です。

### ② 災害時の対応に関する現状と課題

災害が発生した際、県は「山形県地域防災計画」に基づき、防災担当部局や市町村文化財行政主管課と連携し、指定文化財を中心に被害状況の把握に努め、文化庁や文化財防災センターと情報共有のうえ対処しています。未指定文化財については、レスキューに関わる民間団体や大学等研究機関と役割分担する等の対応が考えられますが、現状ではそのようなネットワークは構築されていません。

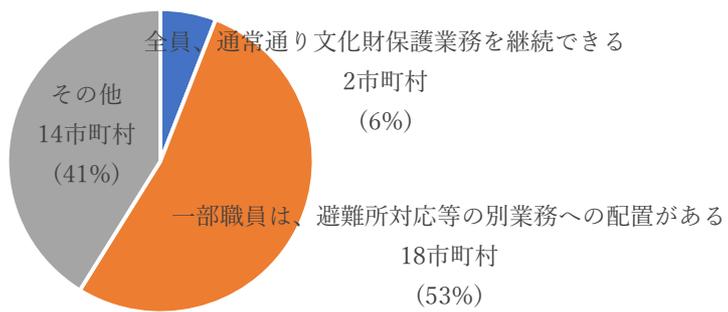
また、土蔵などの伝統的建造物の中に古文書や工芸品、民具等の多種多様な文化財が収められている場合があるため、災害発生時は文化財の類型を超えて相互に連携することが求められますが、そのような連携体制の構築も整備されていません。

なお、県実態調査では、災害発生時に9割以上の市町村が、少なくとも一部の職員は避難所対応等の別業務に従事する必要があり、通常通り文化財保護業務を継続できない、という回答がありました。そのうち約4割の市町村からは「全職員が別業務に従事する可能性がある」との回答があり、災害発生時には県内外の関係者が連携し、市町村の文化財保護業務をサポートする必要があります。

---

<sup>15</sup> 令和元年9月に文化庁が策定した「国宝・重要文化財（建造物）の防災対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防災対策ガイドライン」。

◆図 20 市町村における災害発生時の状況（市町村の回答）



## 《コラム》 山形県の指定等文化財の概要（２） ～地域ごとの特徴～

指定等文化財の分布を通じて、各地域の状況や特徴をご紹介します。

### 村山地域

国指定等文化財は県全体の34%、県指定等文化財は全体の39%と、いずれも4地域のうち最も多くを占め、また、市町村指定等文化財も33%と、庄内地域に次いで多くなっています。

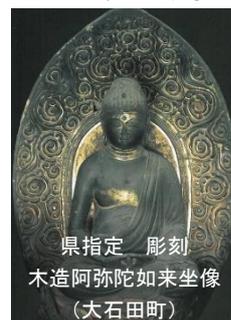
国・県・市町村指定等文化財の分野別件数では、他地域と同様に美術工芸品が最も多く、603件が分布しています。また、他の地域と比べて建造物が多いことが特徴です。



国指定史跡 山形城跡  
(山形市)



国選定文化的景観 最上川の流通・  
往来及び左沢町場の景観  
(大江町)



県指定 彫刻  
木造阿弥陀如来坐像  
(大石田町)

### 最上地域

国指定等文化財は県全体の6%、県指定等文化財は全体の4%、また市町村指定等文化財は全体の6%と、いずれにおいても4地域のうち最も少ない割合となっています。

国・県・市町村指定等文化財の分野別件数では、他地域と同様に美術工芸品が最も多く、67件が分布しています。また、史跡・名勝・天然記念物が63件と、ほぼ差がなく分布していることが特徴です。



国指定 考古資料  
土偶（最上郡真室川町  
大字釜淵字五郎前出  
土）（真室川町）



国指定無形民俗文化財  
新庄まつりの山車行事（新庄市）



県指定建造物  
富山馬頭観音堂（最上町）

### 置賜地域

国指定等文化財は県全体の29%、県指定等文化財は全体の22%と、4地域のうち村山地域及び庄内地域に次いだ割合となっています。また、市町村指定等文化財は全体の17%と若干割合を落としますが、地域別割合としては他の地域と同様の傾向を示しています。

国・県・市町村指定等文化財の分野別件数では、他地域と同様に美術工芸品が最も多く、287件が分布しています。また、当該地域内における史跡・名勝、天然記念物の割合が高くなっています。



国指定史跡  
上杉家墓所（米沢市）



国指定天然記念物  
伊佐沢の久保ザクラ  
(長井市)



県指定無形民俗文化財  
安久津延年（高島町）

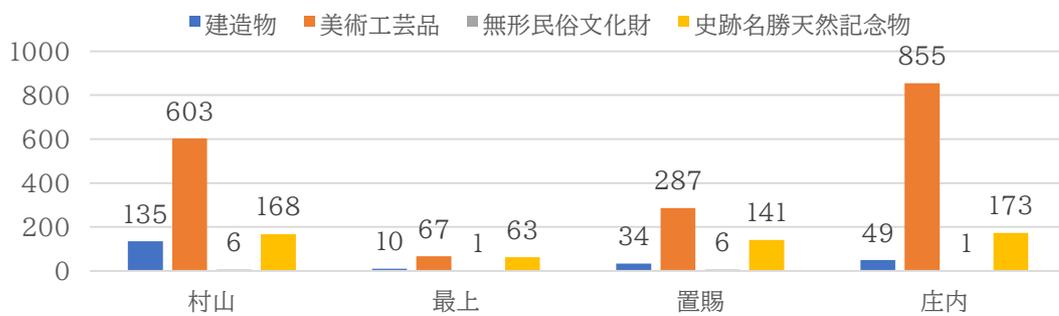
## 庄内地域

国指定等文化財は県全体の31%、県指定等文化財は全体の35%と、村山地域に次いで多くを占め、また、市町村指定等文化財は44%と4地域のうち最も多くを占めています。

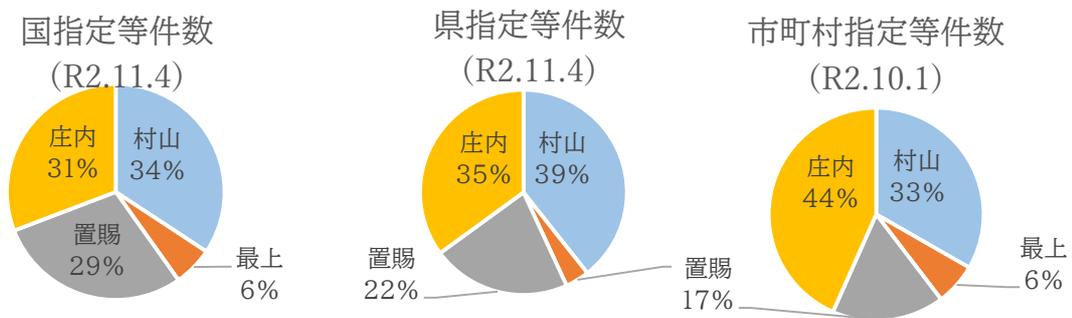
国・県・市町村指定等文化財の分野別件数では、美術工芸品が855件と、4地域のうち最も多くを占めています。



◆図 21 地域ごとの国・県・市町村指定等文化財の分布



◆図 22 地域毎の国・県・市町村指定件数の割合



## 第3章 全体理念～山形県が目指すべき文化財の保存と活用の姿～

### 1 全体理念

前章で確認した現状と課題を受け、今後、本県の文化財の保存と活用における目指すべき姿は、次のとおりです。

文化財は未来に伝える地域の宝  
～保存と活用の好循環によって文化財を確実に次世代へ継承する～

本県には、県内各地に地域の歴史・文化を伝える文化財が数多く存在しています。これらは持続可能な地域づくりを進めていくうえにおいて、「地域の宝」として人と人とを結び付ける拠り所となるものであり、確実に次世代に継承していく必要があります。しかしながら、先に述べたとおり、県内の文化財は多くの困難な課題に直面しており、関係者が連携しながら、解決に向けて一刻も早い対応が求められています。

文化財を次世代に継承するためには、まずは県民一人ひとりが、地域に広く存在している文化財に目を向けてその価値に気づき、文化財が有している価値や魅力を理解することが大切です。そして、それぞれの地域の住民のあいだで「文化財はこの地域の現在や未来にとってなくてはならないもの」という共通理解が生まれることによって、地域が一体となった継承への機運が高まります。併せて、行政は、関係機関と連携のもと実施した調査に基づき、身近な地域の由来や個々の文化財の結びつきをストーリーとして発信したりするなど、地域住民が文化財の価値や魅力をスムーズに理解できるよう、丁寧にサポートする必要があります。

地域住民のあいだで文化財の価値や魅力に対する共通理解が生まれることにより、修理などの取組みが行われ、適切な保存につながります。健全な状態になることにより高まる文化財の価値や魅力を、さらに多くの人々や子ども達に知ってもらうため、様々な活用を行うことで、その文化財にさらに新たな歴史が刻まれ、地域によって文化財が育まれていきます。

このように、保存と活用の動きが繰り返されることにより、保存と活用の好循環が生み出され、文化財は次世代へ確実に継承されます。また、文化財の保存と活用の取組みを通して、県民一人ひとりが地域の魅力を認識し、郷土愛が育まれ、さらに深まることを目指します。

## 2 全体理念を支える視点

前章の現状と課題を受け、本県における文化財の保存と活用の全体理念を支える2つの視点を示します。

### 【視点1】 地域全体での継承の視点

文化財はそれぞれが個々で存在しているのではなく、人や自然との関わりの中で生まれ育まれてきました。例えば、本県においては、豊かな山々や河川、海などの自然環境のもとで営まれた生活の中で人々の信仰が生まれ、祈りを捧げるための寺社や彫刻等が造られ、生業を通して歴史的な街並みが形成され、そこでは民俗芸能や郷土食等が生み出されてきました。このように、地域に伝わる文化財は、それぞれの地域との有機的なつながりを持ちながら存在しています。

地域の人々も、文化財が育まれてきたこのような地域のつながりの中に存在しており、それぞれが「わたしたちの文化財」として捉えることにより地域との結びつきを強く意識し、県民一人ひとりが主体的に地域の文化財の継承活動に参画することが大切です。

また、子どもたちが文化財への理解を深め、継承活動に積極的に参加することにより、未来の担い手の育成に加え、子どもたちの郷土を愛する心、地域を大切にす意識の醸成につながります。

### 【視点2】 関係者による連携の視点

文化財を確実に継承するには、これまでは所有者等が文化財の継承の主体でしたが、今後は、所有者等だけでなく、県、市町村、所有者等、大学等研究機関、修理技術者、地域住民などの文化財関係者が、日常的に連携して継承活動に取り組むことが大切です。

また、文化財を継承するために必要なことは、「文化財は地域の基盤であり、県民一人ひとりにとって身近な存在である」という理解の定着であり、そのためには、文化財分野だけでなく、観光や教育、産業、地域づくり、農業などの様々な分野と積極的に連携する視点が重要です。文化財を知り、文化財に触れるための入り口をより多く確保し、多くの人々が文化財の価値や魅力を知ることにより、相互に様々な新しい価値や効果が生み出されることが期待されます。

## 第4章 基本方針の展開

前章の全体理念を実現するため、今後、山形県では次の4つの基本方針に基づいた文化財の保存と活用を目指します。併せて、基本方針を踏まえ、県による主な取組み事項を示します。

### 基本方針1 みんなで文化財を守り伝えるための基盤の強化

文化財の保存・活用を推進するに当たっては、担い手の確保や持続的な取組みの実施などが基盤となります。今後、地域においては一層の少子高齢化や人口減少の進行が見込まれるため、それらの基盤をさらに強化する必要があります。

#### 《1-1》未来の担い手の育成

少子高齢化や人口減少が進行する中で、文化財を次世代に確実に継承していくためには、文化財の担い手の確保が急務となっています。所有者等だけでなく、地域住民が地域の文化財の継承活動に主体的に関わることにより、未来の担い手を育成するとともに、文化財の継承活動を地域活動の一環として実施するなど、地域住民が文化財に関わる機会を幅広く設けることが必要です。

また、教育分野との連携により、子どものうちから文化財の継承活動に関わることにより、未来の担い手を長期的に育成することも必要です。

#### 【県の主な取組み】

- 「未来に伝える山形の宝」登録制度による各地域における担い手育成への支援
- 文化財の継承活動への子どもの関わりの促進
- 「ふるさと塾」による継承活動への子ども団体の育成

#### 《1-2》関係者による連携の促進

所有者等は、文化財の維持管理や修理等、活用の取組みなどの様々な責務を負っており、それらが大きな負担に感じてしまう場合があります。所有者等だけが文化財の継承の重責を負うのではなく、地域住民や地域の継承に取り組む各種団体などと連携・協力しながら、支援者・理解者を増やし、地域全体で継承することが重要です。そのためには、地域住民等が参画しやすい体制の整備や同じ文化財類型の所有者等同士が課題や対応策を共有する場の設定などにより、所有者等の継承意欲の向上や効果的な取組みの波及を促進する必要があります。

また、市町村がお互いの取組みや情報を共有できる機会の設定により、効果的な取組みの他市町村への波及や、広域的な課題解決を促進する必要があります。

#### 【県の主な取組み】

- 「未来に伝える山形の宝」登録制度による地域住民が参画した継承活動への支援
- 市町村に対する研修の実施や情報交換の場の提供
- 文化財の所有者等同士の情報交換や交流の機会の設置に対する支援
- 県民俗芸能懇話会による意見集約及び地域別民俗芸能団体懇話会の設立・運営への支援
- 大学等研究機関との連携による継承活動の推進

#### 《1-3》所有者等の安定的な資金の確保

文化財の継承に当たっては、維持や修理等に多額の費用を要するため所有者等の大きな負担となっており、安定的に資金を確保するため、クラウドファンディング等の活用や支援を希望する方々が所有者等を支援できるような仕組みの構築が必要です。

#### 【県の主な取組み】

- 所有者等によるクラウドファンディングの実施や企業メセナ等各種助成金への応募に関する情報提供の充実
- 文化財保護に関する基金やガバメントクラウドファンディングなど、持続可能な資金調達方法の検討

#### 《1-4》持続的な取組みの推進

文化財の継承に係る取組みは、イベントの実施等の一時的なものではなく、継続して実施することで高い効果が発揮されます。例えば、無形文化財や無形民俗文化財などの人に付随する技術や芸能等の継承については、長い時間を要するため、息の長い取組みの実施が必要であり、持続的な取組みとなるよう、関係者による連携のもと中長期的な展望を持って推進することが重要です。

#### 【県の主な取組み】

- 国及び市町村との連携によって持続的な取組みの実施に努める

## 基本方針 2 文化財の確実な保存の推進

文化財を次世代に確実に継承するためには、地域にどのような文化財があるか調査を行い、指定等を進め、日常の維持管理や修理等の保存の取組みを行うことが重要であり、そのための原材料の確保や技術の継承についての取組みも求められています。これら保存のための一連の取組みは、文化財保護の根幹であり、次の基本方針3を実現するためにも確実に進めていく必要があります。

### 《2-1》地域に存在する文化財の総合的な把握

地域の歴史・文化の特色を正しく捉えるためには、まずは、地域にどのような文化財があるのか、価値の定まっていない未指定文化財も含めて総合的に調査し、文化財の所在やその内容を把握することが必要です。このことは、災害時の迅速なレスキューにもつながるため、過去の調査によって把握された情報についても、必要に応じて再調査を行い、所在や状態に関する情報をアップデートする必要があります。

なお、調査に当たっては、大学等研究機関や博物館などの専門機関の協力を得ながら連携して取り組むことが重要であり、また、古文書や民具、石垣などの調査については、地域で活動している郷土史研究会はじめ、幅広く地域住民の参画や協力を促す視点も重要です。

#### 【県の主な取組み】

- 各類型・テーマに応じた県内の文化財調査の実施
- 市町村による地域計画作成にかかる文化財の所在確認調査への支援
- デジタル技術を活用した文化財調査のデータベース化の検討
- 地域住民の参画による文化財調査の仕組みの検討

### 《2-2》調査・研究に基づく指定

文化財が持つ豊かな価値や魅力を引き出すためには、個々の文化財の調査・研究によって、文化財の歴史や特徴を把握し、価値を見出すことが重要です。価値が明らかになった文化財は、文化財の類型別の基準に則って指定を行います。指定に当たっては、文化財の各類型や地域性に配慮することにより、県全体の特色を表すことを目指すとともに、例えばお堂など建物の評価だけではなく、境内地も含めて史跡としての評価も検討するなど、評価の在り方については文化財の類型を横断し、計画的に指定を進めることも必要です。

また、すでに指定している文化財についても、その後の調査や学術研究に基づき、追加指定や名称の変更、員数の変更等を行い、指定内容のアップデートを図る必要があります。

さらに、指定だけでなく、市町村や地域全体が主体となる伝統的建造物群や文化的景観などの選定や、国の登録制度など、指定以外の様々な手法を適切に活用することも重要です。

#### 【県の主な取組み】

- 県内全域を幅広く調査したうえで適切に指定候補を把握し、分野や地域性に配慮した指定を実施
- 県指定文化財の名称変更や追加指定などの整理を実施
- 国の各文化財類型の指定等への支援
- 国の伝統的建造物群や文化的景観の選定への支援
- 国の登録制度の積極的な活用

#### 《2-3》適切な維持管理

文化財を守り、継承していくためには、日常の適切な維持管理が重要です。適切な維持管理は修理周期を伸ばすことにもつながるため、大学等研究機関や修理技術者等の協力のもと、専門的な助言等により適切な保存環境の確保を図る必要があります。特に、建造物や史跡・名勝などの不動産系文化財については、所有者等が保存活用計画を作成することで、その管理の範囲や方法、体制を明確化して対処方針を定めることが有効です。

なお、特に過疎地域に所在する文化財については、盗難被害のリスクが高くなるため、防犯設備の設置の促進や警察と連携した防犯対策の強化を図ることが望まれます

また、文化財の所在不明を防止するため、指定文化財の所有者等は所有者変更届や所在場所変更届など、法や条例に基づいた手続きを遵守する必要があります。

#### 【県の主な取組み】

- 国及び県指定文化財の維持管理に対する補助の実施
- 国指定文化財の保存活用計画の作成及び国による認定に対する支援
- 県指定文化財の保存活用計画の作成の検討
- 国及び県指定文化財の防犯設備の設置・更新に対する補助の実施
- 県指定文化財に関する手続きに関するガイドラインの整理と市町村及び所有者等への周知の検討

#### 《2-4》モニタリング等による状態の把握

指定文化財については、指定された後もモニタリングを行うなど文化財の状態の変化や変容を注視することが重要です。例えば、天然記念物は気候変動によって急速に枯れが進行することがあり、早期に変容を把握するには定期的な生育状況のモニタリングが有効です。また、無形文化財や無形民俗文化財は、そもそも「変容を前提とする生きた文化財」ですが、どのような変容が生じているかを把握することにより、継承の在り方の検討につながります。

#### 【県の主な取組み】

- 文化財保護管理指導による管理状況の確認
- 各類型の特徴に合わせた定期的なモニタリングの実施の検討

#### 《2-5》地域住民との協働等による維持管理

文化財の日常の維持管理については、所有者等だけの負担とならないように、地域住民が継承活動に参加し、地域全体における継承の意欲を促すことが重要です。継承活動への参加は、地域住民の課題や価値の共有に結び付くため、地域社会そのものを持続させる動機の一つにもなります。

#### 【県の主な取組み】

- 「未来に伝える山形の宝」登録推進制度を通じた、地域住民の参加による継承活動の促進

#### 《2-6》適切な周期での修理

文化財は幾世代の人々によって修理等が行われてきたことにより、その価値が維持・向上され、今日まで伝えられてきました。そのため、これからも適切な周期で修理等が実施されることが重要であり、また、応急修理を施すことにより一時的に損傷のスピードを緩めるなど、さまざまな状況に応じて機動的な対応を図ることも必要です。

修理等の方法や内容については、大学等研究機関や修理技術者等とともに損傷状態を把握したうえで、科学的根拠に基づいてその方針を検討する必要があります。検討に当たっては、これまでの毀損や修理等、公開（指定文化財については現状変更も）など、それぞれの文化財が辿ってきた履歴の蓄積が有用です。

#### 【県の主な取組み】

- 県指定文化財保存実態調査の実施による損傷状態や修理歴の把握
- 国及び県指定文化財の修理等に対する補助の実施
- 県指定文化財の修理等に対する新たな補助メニューの検討
- デジタル技術を活用した過去の修理歴等のデータベース化の検討

#### 《2-7》修理等に要する原材料確保の取組みの促進

修理等に要する原材料や職人等の確保は、全国的に深刻な課題となっており、取組みを促進する必要があります。

本県の場合、茅材の入手が困難で、茅葺き職人も減少しているため、茅葺き屋根の継承が全県的に大きな課題となっています。課題への対応が進まない要因として、コストと労力を要するため一市町村域の取組みとしての実施が困難であると考えられることから、市町村域を越えた取組みにより、広域的な課題解決を推進することが重要です。

#### 【県の主な取組み】

- 国の「ふるさと文化財の森」<sup>16</sup>設定への支援
- 茅葺屋根の継承等にかかる広域的な取組みへの支援の検討

#### 《2-8》 確実な保存整備等を促す

史跡・名勝などの広範囲の土地が保護対象の文化財は、周辺環境にも注意を払いながら現地における保存整備を行うことが重要です。保存活用計画を作成し、保存や整備に関する将来的な方針を明らかにすることにより、整備計画に基づいた整備や、標識や説明板、境界標、囲柵などの必要な設備の設置・更新、発掘調査や文献調査等の成果に基づいた歴史的建築物等の復元を行い、文化財の本質的価値の維持や理解の向上に努めます。

#### 【県の主な取組み】

- 国及び県指定文化財の整備に対する補助の実施

#### 《2-9》 人から人への確実な伝承

無形文化財及び無形民俗文化財は、人に付随する「わざ」であり、一度途絶えた後再び実施するためには大きな体力を要することから、その伝承が途切れることがないよう留意しなければなりません。また、継続できていても、内容が簡素化されるなど伝統から少しずつ離れる可能性もあるため、その文化財の本質的価値の維持に留意する必要があります。

また、人と人との接触が避けられない場合が多いため、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受け、適確な感染症対策が求められます。

#### 【県の主な取組み】

- 国及び県指定無形文化・無形民俗文化財の伝承活動に対する補助の実施
- 無形民俗文化財の発表機会の創出
- 新型コロナ感染症対策を講じた継承活動への支援

<sup>16</sup>文化財建造物の保存修理のために必要な木材、檜皮、茅、漆等を産出している産地を、文化庁が「ふるさと文化財の森」として設定し、修理の際に「ふるさとの森」の情報を提供することで、保存修理での資材の安定的な確保を目指すもの。

## 基本方針3 文化財の効果的な活用の促進

文化財の継承に当たっては、効果的な活用<sup>17</sup>の取組みを通して、県民一人ひとりが文化財の価値と魅力をより深く理解することが重要です。また、文化財の活用を通して、人々の交流が生まれたり、地域づくりや観光振興につながっていきます。

### 《3-1》地域の歴史・文化への気づき

民具や古建築など、それぞれの地域の歴史・文化を表す貴重な文化財や文化的所産であっても、身近すぎて認識されないことがあり、廃棄や撤去によって、地域の魅力が人知れず失われてしまう恐れがあります。

そのため、地域の歴史・文化への気づきを通して、地域住民が文化財を身近に感じることに繋がる取組みを進める必要があります。

#### 【県の主な取組み】

- 地域の歴史・文化を発見する取組みに対する支援の検討

### 《3-2》文化財に対する関心の向上

文化財は「分かりにくい」、「難しい」、「取っつきにくい」ことなどが、文化財を継承する意義が共有されにくい一因とされており、そのため、学芸員等の専門家等の協力を得て、文化財について学術的な難しい価値を県民に分かりやすく伝えることが重要です。また、県民が文化財に親しむことのできる機会を創出し、個々の文化財が持つ価値や魅力を適切に理解することにより文化財に対する関心を高める必要があります。

#### 【県の主な取組み】

- 「未来に伝える山形の宝」登録制度による所有者等や地域の継承団体が行う普及活動への支援
- 「山形県文化遺産を活かした地域活性化事業」による文化財に親しむための取組みへの支援
- 小学校への出前授業や発掘調査出土品の活用など埋蔵文化財の普及啓発事業の実施
- 県立博物館における企画展や各種講座を通じた文化財への理解の促進
- SNS等（やまがた文化の絆）を通じた文化財に関する分かりやすい情報発信

### 《3-3》適切な活用の徹底

美術工芸品及び有形民俗文化財は、脆弱な紙や絹、木材等の素材で構成されていることが多いため、常に毀損等のリスクに留意する必要があります。特に、公開等

<sup>17</sup> 文化財の活用とは、公開など、文化財の価値や魅力を深く理解するためのさまざまな取組みのことです。

の活用の実施に当たっては、修理等による健全な状態において、適切な環境のもと、学芸員等の専門家によって適切に取り扱う必要があります。

また、数年ごとの頻度で開帳する秘仏や、特定の寺社の構成員による信仰対象物、特定の家に伝わる宝物や所有物など、常時公開が難しい文化財や慎重な対応が求められる文化財があることにも留意する必要があります。

#### 【県の主な取組み】

- 美術工芸品及び有形民俗文化財の公開等にかかる留意事項の周知
- 県指定の美術工芸品・有形民俗文化財の公開について、国宝・重要文化財の第三者公開に準じた所在場所変更届の提出の徹底
- 専門機関の連携のもと、適切な活用にかかる専門的・技術的な支援の実施

### 《3-4》文化財を通じた交流の促進

文化財を活用する取組みを通じ、人々の交流が生まれることは、文化財の活用の重要な視点の一つです。

例えば、土蔵を映画の上映や朗読会、音楽会、写真展などの文化芸術活動の場として活用することで、人々の交流の場としての新たな価値が創造され、また、カフェやレストランへの転用によって人々が集う場として交流が生まれるほか、恒常的な雇用などの経済効果にもつながります。さらに、規模の大きな建築物や史跡等の不動産系文化財は、ユニークベニユール<sup>18</sup>やイベント会場として利用することにより、様々な地域や世代の交流への活用が期待されます。

#### 【県の主な取組み】

- 歴史的建造物における文化芸術活動の実施や活用事例の周知
- 歴史的建造物をカフェやレストランなどに転用している県内事例の周知

### 《3-5》文化財を活用した地域づくりや観光振興

地域づくりや観光振興等と連携して文化財を効果的に活用するためには、様々な文化財や文化的所産を、歴史的・地域的関連性に基づいて一定のまとまり（ストーリー）として捉え、地域の歴史・文化の特徴や魅力を分かりやすく発信することが有効です。これにより、観光客に加え地域住民も、地域の歴史・文化を総体として理解することができます。さらに、地域内外で人々の交流が促進されることにより、地域住民は自らの地域の歴史・文化を再確認し、地域への愛着を深めていきます。

また、人々の交流を通して地域の魅力を地域内外で分かち合うことにより、文化財を継承していく機運が醸成されるとともに、地域づくりや観光振興等による地域活性化や収益の増加といった効果を文化財の保存・継承に還元することにより、基

<sup>18</sup>ユニークベニユールとは、博物館・美術館、歴史的建造物、神社仏閣、城郭、屋外空間（庭園・公園、商店街、公道等）などで、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

本方針1の「みんなで文化財を守り伝えるための基盤の強化」につながり、文化財の保存と活用の好循環が生まれます。

**【県の主な取組み】**

- ストーリーによる歴史・文化の魅力発信の促進

## 基本方針4 災害への対応力の強化

令和元年の山形県沖地震や令和2年の7月豪雨など、近年、県内でも大規模な自然災害が頻発しており、文化財にもさまざまな被害が生じています。文化財の防災対策は、一所有者等や一市町村だけでは対応が難しく、広域的な連携が必要です。そのため、関係者間で連携しながら対策を講じることにより、災害への対応力の強化を図る必要があります。

### 《4-1》文化財防災の必要性の周知

文化財を災害から守るためには、所有者等の文化財の防災に関する意識を高めることが重要であり、日頃から文化財防災の周知に関する取組みを継続的に進めることが必要です。

#### 【県の主な取組み】

- 市町村や所有者等に対する文化財防災の普及啓発
- 「山形県地域防災計画」及び「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」への文化財防災の位置付けの整理

### 《4-2》平時からの取組み

文化財を災害から守るためには、文化財の所在や管理状況を把握したうえでハザードマップ等によりリスクを確認し、救出訓練を行うなど平時から災害に備えることが必要です。

平時からの文化財防災に関する取組みを進めるに当たっては、地域住民の参画を得ながら進めることが重要であり、災害から文化財を守るだけでなく、地域そのものを持続させる動機の一つにもなります。

#### 【県の主な取組み】

- 未指定文化財を含めた所在場所と管理状況の把握の実施の検討
- デジタル技術を活用し、ハザードマップや過去の災害歴などによるリスク確認の実施の検討
- 「文化財防火デー」等の機会をとらえた防火訓練の実施の促進
- 未指定文化財も含めたレスキュー資料の一時保管場所候補リストの作成の検討
- 効率的な被害状況把握と、関係者間の連絡体制の検討

### 《4-3》ハード面の整備

文化財を災害から守るためには、防災設備の設置や更新、文化財や文化財保管施設の耐震化などのハード面の対策を充分に行うことが重要です。

なお、文化財が置かれた環境は様々ですので、それぞれの環境に合った効果的な対策が必要です。

【県の主な取組み】

- 国及び県指定文化財の防犯・防災設備の設置・更新、耐震化に対する補助
- 県指定の建造物の耐震診断の実施の検討

《4-4》文化財防災に係る連携体制の構築

文化財を災害から守るためには、平時から所有者等、県、市町村、大学等研究機関、博物館・美術館等、修理技術者、各種団体などの関係者・機関・団体が連携して、防災ネットワークを構築することが重要であり、これらの連携体制を活用することにより、災害時に文化財の救助、救援などを円滑に行うことが可能となります。

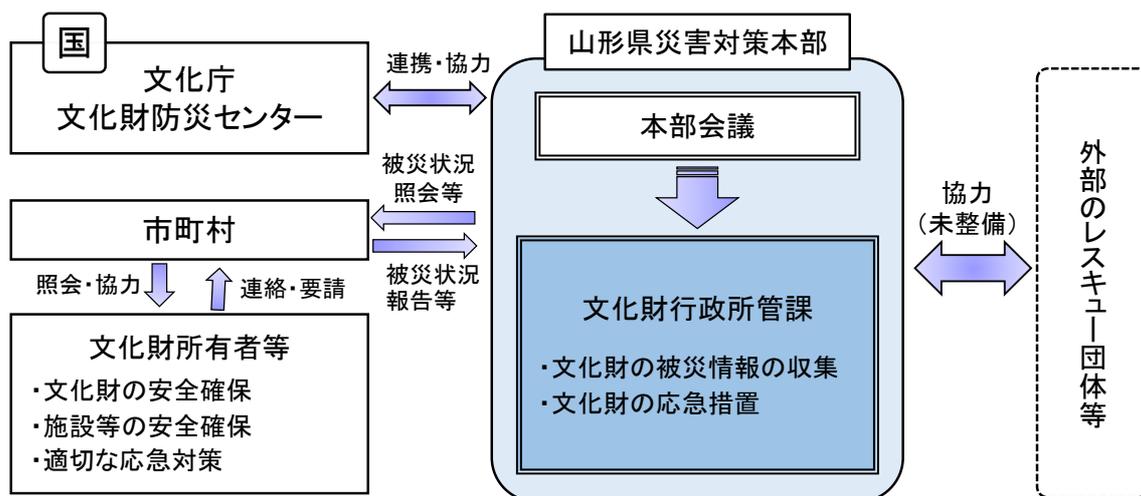
また、文化財は寺社、旧家等にまとまって所在していることが多いため、古文書、民具、建造物等の各文化財分野の関係者が相互に連携・協力しながら対応することも大切です。

なお、災害を経験することにより、所有者等の継承に対する意欲が減退する場合があります。ことに留意する必要があります。

【県の主な取組み】

- 文化庁や文化財防災センター、近隣都道府県との連携体制の検討
- 山形文化遺産防災ネットワークや山形県建築士会などの各種団体との連携体制の検討
- 庁内関係部局や県警察、県消防本部との日常からの情報共有の在り方の検討
- 被災文化財に対する継続的な支援の在り方の検討

◆ 図 23 山形県内の文化財防災の体制



## 《コラム》 山形県の文化財保護行政の概要（１） ～適切な周期での修理の促進～

### 県指定文化財保存実態調査

県指定文化財※の損傷状態を調査（コンディション・チェック）して「文化財カルテ」を作成し、保存の実態を正確に把握することで、客観的判断と適切な周期での修理を図るとともに、地域社会一体となった県指定文化財の保存・活用の促進に寄与することを目的として、令和３年度から実施しています。

調査では、以下の事項を確認し、修理の実施について緊急性・必要性の観点からS・A・B・Cで判定します。

#### ◇基礎調査

- ・時代、形態、構造、寸法等の基礎情報を再確認する。
- ・文化財の保存環境を確認する。

#### ◇損傷状態の調査（コンディション・チェック）

- ・文化財の損傷状態を確認する。
- ・文化財の状態及び損傷箇所を撮影して記録する。

※調査の対象となる県指定文化財…建造物、美術工芸品、民俗文化財、天然記念物

山形県指定文化財保存実態調査 調 査		分 野	調査番号	市町村																																																																																							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>(1) 調査情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">調査年月日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">調査員</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">氏 名</td> <td style="width: 10%;">所 属</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 指定情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">文化財分類</td> <td style="width: 15%;">指定年月日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>文化財名称</td> <td>典 章</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>所有者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>所管責任者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(3) 文化財の基本情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">構造・形態・材質・装飾など</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>修理歴</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 修理歴あり（新しい修理歴は下欄）                    <input type="checkbox"/> 修理歴なし                    <input type="checkbox"/> 修理歴不明             </td> </tr> </table> <p>総合評価欄    総合評価に関する意見</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">総合評価</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">修理の実態の把握性・実態性の観点から、S・A・B・Cにて評価する。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>(4) 損傷状態</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">名 称</td> <td colspan="3" style="height: 100px;"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 100px;"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 100px;"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">修 理 箇 所</td> <td colspan="3" style="height: 100px;"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> </div> </div>								調査年月日				調査員	1	氏 名	所 属	2			3			文化財分類	指定年月日			文化財名称	典 章			所有者名				所管責任者				所在地				構造・形態・材質・装飾など				修理歴	<input type="checkbox"/> 修理歴あり（新しい修理歴は下欄） <input type="checkbox"/> 修理歴なし <input type="checkbox"/> 修理歴不明			総合評価												名 称																						修 理 箇 所							
調査年月日																																																																																											
調査員	1	氏 名	所 属																																																																																								
	2																																																																																										
	3																																																																																										
文化財分類	指定年月日																																																																																										
文化財名称	典 章																																																																																										
所有者名																																																																																											
所管責任者																																																																																											
所在地																																																																																											
構造・形態・材質・装飾など																																																																																											
修理歴	<input type="checkbox"/> 修理歴あり（新しい修理歴は下欄） <input type="checkbox"/> 修理歴なし <input type="checkbox"/> 修理歴不明																																																																																										
総合評価																																																																																											
名 称																																																																																											
修 理 箇 所																																																																																											

## 《コラム》 山形県の文化財保護行政の概要（２） ～人から人へ伝えるということ～



### 「未来に伝える山形の宝」登録制度

県では、平成25年度より地域にのこる有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取り組みを、「未来に伝える山形の宝」として登録する制度を設置し、それらの取組を支援しています。

#### 【制度の目的】

文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくことを目的としています。

#### 【「未来に伝える山形の宝」とは】

文化財は、指定の有無にかかわらず、先人が大切に守りのこしてくれた宝物であり、山形県民として誇れるものを、地域で守り、活用し、未来に継承していこうという思いや活動を含めたものが「未来に伝える山形の宝」です。

#### 【登録の対象】

歴史・文化・自然など共通するテーマで結び付いた複数の文化財により構成されており、文化財の保存と、地域（歴史的・文化的・自然的な結びつきを有する一定のエリア）における文化財の活用が一体となった取組を登録します。

##### ◇重点テーマ（最上川の文化遺産）

最上川の文化的景観、自然的特性、歴史的・文化的特性を活かした取組み

##### ◇推奨テーマ

地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を表しているもの

#### 【これまでの登録一覧】

##### ◇重点テーマ（最上川の文化遺産）

No.	取組みの名称	団体名	構成文化財
1	最上川における近世舟運文化 黒滝編	黒滝会	・最上川舟運跡（黒滝開削跡と舟道） ・剣先不動尊鱒口 など
2	最上川・五百川郷の宝物がたり	NPO法人朝日町エココミュ ニティ協会	・佐竹家住宅 ・木造薬師如来立像 ・旧西五百川小学校三中分校 など
3	<重要文化的景観> 最上川の 流通・往来及び左沢町場の景観	大江町	・最上川 ・月布川 ・旧最上橋 ・左沢楯山城跡 など
4	幻想の世界に息づく最上峡の自 然と歴史文化	戸沢村	・最上峡 ・仙人堂 ・幻想の森 ・最上川一夜観音 など
5	直江石堤と米沢市芳泉町の生 垣・町並み景観	米沢市芳泉町町内会	・六十在家街道両側の石垣、生垣 ・残 存する茅葺屋根民家の町並み景観 など
6	風水にふれる里 最上川舟運と 清水城址	大蔵村	・清水城跡 ・出羽三山登拝図 ・合海田植え踊り など
7	最上川が運んだ文化と黒塚の豪 農屋敷群	黒塚のまちなみ保存活用協 議会	・旧柏倉家住宅 ・柏倉惣右衛門家住宅 など
8	<重要文化的景観> 最上川上 流域における長井の町場	長井市	・旧丸大扇屋 ・總宮神社 など

◇推奨テーマ（地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を活かした取組み）

No.	取組みの名称	団体名	構成文化財
1	出羽の国に華開いた仏教文化 慈恩寺「悠久の魅力」	寒河江市	・本山慈恩寺本堂 ・慈恩寺旧境内 ・慈恩寺舞楽 など
2	人と農、歴史がまじわる「原 蚕の杜」	新庄市エコロジーガーデン 交流拡大プロジェクト実行 委員会	・旧農林省蚕糸試験場新庄支場 ・原蚕の杜のクワの大木 など
3	旧矢島街道でつなぐ加無山系 番楽と女甌山の大カツラ	真室川町	・平枝番楽 ・釜淵番楽 ・八敷代番楽 など
4	「安久津八幡」～千年の夢 をつなぐ～	安久津の歴史・文化を守る 会	・八幡神社本殿 ・八幡神社三重塔 ・安久津延年 など
5	下小松古墳群と希少な自然が 織りなす里山の風景	川西町	・下小松古墳群 ハッチョウトンボ ・チョウセンアカシジミ など
6	能と歌舞伎 伝承の里 山五十 川	山五十川古典芸能保存会	・山戸能 ・山五十川歌舞伎
7	人をつなぎ、文化をつむぐ羽 州街道 檜下宿 金山越	上市市	・羽州街道 檜下宿 金山越 ・旧丹野家住宅 など
8	置賜地方の草木塔が語りかけ る自然と人間の共生	やまがた草木塔ネットワー ク	・塩地平の草木塔 ・白夫平の草木塔 ・大明神沢の草木塔 など
9	鳥海山信仰が育んだ蔵岡の歴 史と文化	蔵岡まちづくり協議会	・鳥海山 ・杉沢比山 ・蔵岡延年 など
10	白竜湖 心の風景を未来へ	南陽市	・白竜湖泥炭形成植物群落 ・新田堤 ・ビッキ石 など
11	十三峠街道と宇津峠 青苧と イザベラ・バードの道	手ノ子地区協議会宇津峠部 会	・道普請供養塔 ・馬頭観世音碑 ・宇津明神跡 など
12	城下町の町割り・歴史と文化 そして最上川の景観	酒田市	・總光寺庭園 ・庄内松山城大手門 ・松山能 など
13	沃野が広がる南山形～氷河期 から刻む2万年の歴史と恵み の里～	東北文教大学・南山形地区 創生プロジェクト委員会	・谷柏古墳群 ・津金沢の大スギ ・氷河期の埋没林 など
14	出羽三山信仰に育まれた歴史 と文化の里 岩根沢	岩根沢地域づくり協議会	・摂社 月山出羽湯殿山三神社社殿 ・岩根沢太々神楽 など
15	黒沢峠敷石道を未来へ	黒沢峠敷石道保存会	・敷石道 ・一里塚 ・古屋敷（峠の茶屋） など
16	600年以上の歴史と文化を持 つ中世城下町の面影偲ぶ街並 み	高掬地域づくり委員会	・清池の石鳥居 ・安楽寺の山門 ・高掬聖霊菩提獅子踊り など
17	笹野観音堂と西国三十三観音 歴史と伝統の息づく里	ささの里づくり推進協議会	・笹野観音堂 ・笹野西国三十三観音 ・笹野観音堂関連伽藍群 など
18	東北の熊野信仰を後世へ～百 年の想いを、次の百年に～	太々神楽奉奏百周年記念事 業実行委員会	・熊野神社拝殿 ・二宮神社社殿 ・舞楽及び稚児舞 など
19	海とともに生きた人々の祈り ～遊佐町浜通りの漁業・海運 に関わる歴史文化財～	遊佐町	・鳥海山（鳥海大物忌神社吹浦口ノ宮境 内） ・旧青山家住宅 ・諏訪神社の船絵 馬 など
20	栄華を誇った谷口銀山 在り し日の情景を後世へ	谷口銀山史跡保存会	・谷口銀山跡 ・鉾石を粉砕する石臼 ・関連墓石 など
21	萬世大路 山形県の近代化の 礎となった明治日本における 最先端の土木産業遺産	歴史の道土木遺産萬世大路 保存会	・萬世大路（栗子隧道、滝岩上橋、石積み の遺構含） ・栗子隧道碑記 など
22	「東根の大ケヤキ」が見守る 古の郷	一般社団法人 東根市観光物 産協会	・東根の大ケヤキ ・神輿 ・梵鐘 ・若宮八幡神社太々神楽 など

23	黒森地域住民のくらしとともに に伝承されてきた「黒森歌舞 伎」	黒森歌舞伎妻堂連中	・黒森歌舞伎 ・黒森日枝神社 ・道祖神 ・例大祭 ・寄せ太鼓 など
----	---------------------------------------	-----------	--------------------------------------

### 「未来に伝える山形の宝」ポータルサイト

登録団体の概要や取組状況、国・県・市町村指定無形民俗文化財の公演スケジュール、及び最上川の魅力や価値に関する情報を広く発信しています。文化財に対する県民の理解を深めるとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や交流の拡大を図っています。

【URL】 <https://www.yamagata-takara.com/>



## 山形県民俗芸能懇話会

民俗芸能団体の活動状況や意見等を聴取することを目的として平成23年度に開催した「民俗芸能活用推進事業懇話会」を改組し、平成24年度以降は「山形県民俗芸能懇話会 代表者会（全体会）」として毎年開催し、県内の民俗芸能団体が抱える課題の把握に努めてきました。近年では、各地区における若者の参画促進に向けた動きに加え、コロナ禍における練習・公演等の活動方法について情報交換が行われました。

さらに、平成24～25年度に地域別民俗芸能懇話会（地域懇話会）を県内4地域で開催し、課題解決のための情報共有と地域ごとの緩やかなネットワーク化の推進を図りました。この地域別懇話会を契機に、「置賜地区民俗芸能団体懇話会」「最上地区民俗芸能団体懇話会」の2つの組織が結成され、両地域では、フェスティバルやシンポジウムのような後継者育成・情報発信等を目的とした団体主体の活動が進められています。村山・庄内の2地域においても、民俗芸能団体の緩やかなネットワーク化の必要性について理解が得られ、組織設立に向けた準備が進められています。



## 第5章 推進体制

### 1 各主体の役割の明確化及び連携による推進体制の充実

本県の文化財の保存と活用を推進していくためには、県民、各種団体、関係機関、文化財所有者等、県・市町村などの行政機関が、それぞれの立場に応じて連携・協働しながら取り組んでいくことが必要です。

各主体が、次のような役割のもと取組みを進めることで、総体として本県の文化財保護の推進体制の充実を図ります。

#### 県民

地域に伝わる様々な文化財に対する理解や関心を深めるとともに、「自分たちの文化財」として主体的に継承活動に参画することによって、文化財の保存と活用の推進に積極的な役割を果たすことが求められます。

#### 各種団体

保存会等の文化財の継承活動を行う団体は、その活動の実践による知識や経験を活かし、魅力ある地域づくりに寄与するとともに、担い手を育成することにより文化財の継承に積極的な役割を果たすことが求められます。

地域づくりや観光振興を行う団体は、文化財や歴史・文化に関する正しい理解のもと、その活動の実践による知識や経験を活かし、文化財の難しい価値をわかりやすく来訪者へ伝える役割を果たすことが求められます。

事業者等民間企業は、文化財や歴史文化についての理解と関心を深め、事業活動や社会貢献活動の一環として文化財の継承活動への参画や、地域づくりへの支援等を通じて、地域文化の推進に積極的な役割を果たすことが求められます。

#### 関係機関

大学等の教育研究機関は、調査研究等の成果を地域に還元するとともに、専門性の高い人材の養成を行うことにより、文化財や歴史・文化の継承、発展等文化の推進に積極的な役割を果たすことが求められます。

小・中学校、高等学校等の教育機関は、授業や課外活動等において、各種団体等と連携して、文化財や歴史・文化に関する学習や鑑賞の機会の創出に努めることが求められます。

#### 所有者等の継承の担い手

本県の貴重な宝物である文化財を、意欲的に次世代へ継承することが求められます。具体的には、必要に応じて文化財保存活用計画を作成することにより、継承の体制を整備するなどの方策があります。なお、継承に当たっては、自身だけでその重責を負わず、県・市町村などの行政機関や有識者、地域住民等と協力することも必要です。

## 市町村

文化財の保存と活用の取組みを進める最前線を担う立場として、次の役割が求められます。

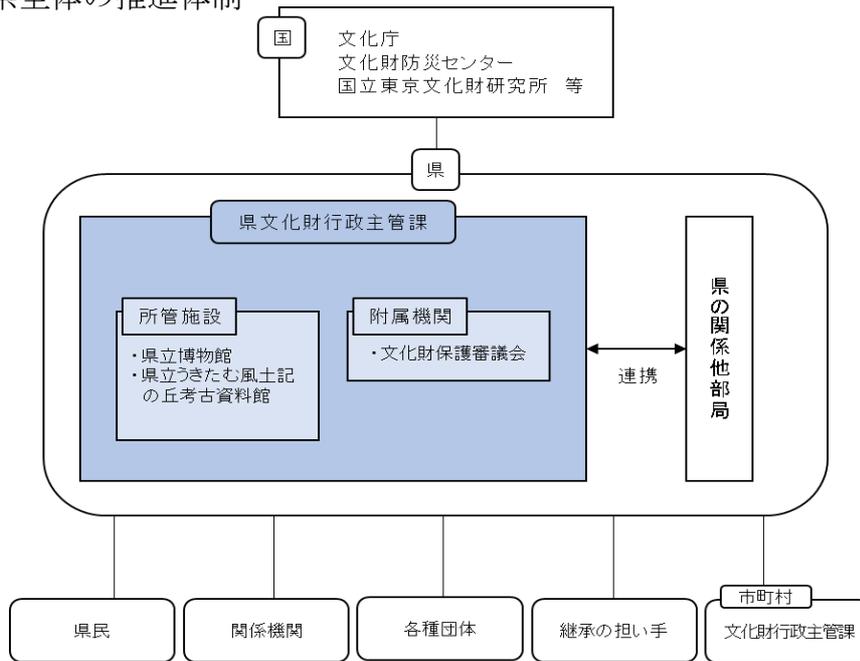
- ◇所有者等に最も近い存在として、文化財の保存と活用に関する課題や悩みを共有し、相談に応じること。
- ◇地域に根ざした文化財の継承活動を持続的に進めること。
- ◇未指定文化財も含めて地域に存在する文化財を幅広く調査し、把握すること。
- ◇調査・研究に基づき、文化財の各類型や地域性に配慮した指定を行うこと。
- ◇指定等文化財について、所有者等による維持管理や修理等に対する効果的な財政支援を行うこと。
- ◇地域に存在する文化財の価値や魅力を市民に分かりやすく伝えること。
- ◇市町村所有の文化財は、個人や法人等の民間が所有する文化財の模範として、適切に保存・活用すること。

## 県

県内を広域的にマネジメントする立場として、次の役割が求められます。

- ◇県全域を見渡した施策を立案し、市町村域を越えた広域的な取組みを推進すること。
- ◇市町村による地域計画の作成に対する助言や支援を行うこと。
- ◇市町村や所有者等に対して、文化財の保存と活用に関する専門的な知見・技術に基づく指導・助言を行うこと。
- ◇市町村や所有者等、研究機関等の文化財保護に関わる人々や情報を繋ぐことにより、文化財の保存と活用の取組みをマネジメントすること。
- ◇未指定文化財も含めて地域に存在する文化財を幅広く調査し、把握すること。
- ◇調査・研究に基づき、文化財の各類型や地域性に配慮した指定を行うこと。
- ◇指定等文化財について、所有者等による維持管理や修理等に対する効果的な財政支援を行うこと。
- ◇県所有の文化財は、個人や法人等の民間が所有する文化財の模範として、適切に保存・活用すること。
- ◇国や他都道府県と、文化財の保存と活用に関する積極的な情報交換を行い、県内市町村と共有すること。
- ◇県立博物館は、県内の文化財保護の拠点となり、調査研究や普及・発信に取り組むこと。

◆図 24 県全体の推進体制



## 2 県の推進体制の整備

県が前項で示した役割を果たすためには、県の文化財行政所管課を中心に、関係他部局と連携しながら取り組む必要があります。また、民間の関係団体や市町村との連携協力、文化庁や文化財防災センター等の国の機関からの指導助言、他都道府県との情報交換を通じて、広域的な体制づくりも必要です。

今後の県の推進体制の整備にあたっては、以下の事項について取り組みます。

### (1) 文化財行政主管課の施策マネジメントの強化

文化財の保存と活用に関する事務は、観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課が所管しており、一部業務を教育庁の各教育事務所社会教育課が担っています。

また、所管施設として、以下の二つの博物館施設があります。

#### 県立博物館

本館は昭和46年に開館し、昭和55年に開館した教育資料館を含め、地学、植物、動物、考古、歴史、民俗、教育の分野を対象とした総合博物館として、資料の収集や保管、学術的な調査研究、展示による情報発信等を行っています。なお、本館は築50年を経過し施設・設備の老朽化が進行している他、立地する国指定史跡「山形城跡」の保存整備のため、将来的に現地から移転の必要があることから、県立博物館の移転整備に向けた検討を進めています。

#### 県立うきたむ風土記の丘考古資料館

平成5年に開館し、重要文化財に指定されている押出遺跡出土品、水木田遺跡出土品をはじめとする多数の考古資料を保管・管理しています。平成18年度からは指定管理者として高島町が運営・管理を行っています。

なお、開館から28年を経過し、施設の老朽化も目立ってきていることから、県有建物長寿命化計画に基づき計画的に改修を行っていく必要があります。

さらに、附属機関として、県文化財保護審議会があります。地方文化財保護審議会については、法第190条第2項において文化財行政所管課を知事部局移管する場合、必ず置くものと規定されています。本県は、移管に伴って、文化財保護行政の専門性の確保や政治的中立性の担保、継続的・安定的な施策実行を図るために、建議の実施等、本審議会の運用を強化しました。

#### 文化財保護審議会

県文化財保護条例第36条の2の8により設置された知事の諮問機関です。各文化財類型に関する専門的な知見を有する学識経験者で構成され、知事の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、答申します。また、必要に応じて、それら事項に関して建議します。

◇第23期委員（任期：令和3年3月30日～令和5年3月29日）

役職	分野	氏名	所属
会長	歴史（中世史）	伊藤 清郎	山形県文化財保護協会会長
副会長	民俗（無形民俗文化財）	菊地 和博	東北文教大学短期大学部特任教授
委員	民俗（有形民俗文化財）	今石 みぎわ	東京文化財研究所無形文化遺産部主任研究員
	動物	江成 広斗	山形大学学術研究院准教授
	歴史（近代史）	小幡 圭祐	山形大学学術研究院准教授
	史跡	北野 博司	東北芸術工科大学芸術学部教授
	名勝、文化的景観	黒田 乃生	筑波大学芸術系教授
	無形文化財	近藤 都代子	東京藝術大学美術学部非常勤講師
	絵画	佐藤 琴	山形大学学術研究院准教授・山形大学附属博物館学芸員
	歴史（近世史）	角屋 由美子	米沢市上杉博物館上杉文化研究室室長・宗教法人上杉神社稽照殿学芸員
	考古	高桑 弘美	公益財団法人山形県埋蔵文化財センター学芸員
	工芸品	高橋 あけみ	仙台市博物館副館長
	植物	富松 裕	山形大学学術研究院教授
	建築	永井 康雄	山形大学工学部教授
彫刻	長坂 一郎	東北芸術工科大学基盤教育センター教授	

◇これまでの建議等

年月日	建議等	
令和3年3月30日	審議会決定	今後の指定等の在り方について
令和3年9月14日	建議	山形県の文化財保護行政に対する建議

なお、今後、文化財行政所管課は、県全域を見渡した文化財保護に関する施策の立案と推進、課題への対応等の企画調整を行ない、県内の広域的なマネジメントに取り組めます。

◆表3 県の所掌事務（令和3年度）

役割	担当		所掌事務
所管課	文化振興・文化財活用	文化財保存担当	文化財の保存に関すること 埋蔵文化財に関すること 銃砲刀剣類の登録及び製作承認に関すること 県立うきたむ風土記の丘考古資料館に関すること （公財）山形県埋蔵文化財センターに関すること ※文化財保護管理指導のうち地域担当に関する業務を各地域教育事務所が実施。

		日本遺産・文化財活用担当	文化財の活用に関すること 「未来に伝える山形の宝」に関すること 日本遺産に関すること 県内博物館に関すること 県立博物館に関すること
所管施設	県立博物館		資料の収集・保管、調査研究、展示・教育普及に関すること 【ホームページ】 <a href="http://www.yamagata-museum.jp/">http://www.yamagata-museum.jp/</a>
	県立うきたむ風土記の丘考古資料館		考古資料の収集、保管及び展示に関すること 【ホームページ】 <a href="http://ukitamu.pupu.jp/">http://ukitamu.pupu.jp/</a>
附属機関	文化財保護審議会		文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議すること

## (2) 文化財行政所管課の専門化による類型毎の対応強化

文化財の保存と活用にあたっては、各類型の専門的な知識と技術が欠かせませんが、現在、文化財行政所管課には埋蔵文化財以外の類型・分野の専門職員は配置されていません。文化財行政所管課における各種事業の実施に当たっては、専門的な知見や技術を有する外部有識者の協力を得て取り組んでいます。

◆表4 県が実施する事業及び協力者・機関一覧

事業名	協力者・機関	協力内容
文化財保護管理指導	文化財保護指導委員	国及び県指定文化財の管理状況の巡回
県指定文化財保存実態調査	県指定文化財保存実態調査調査員	県指定文化財の損傷状態等を調査し調書を作成
「未来に伝える山形の宝」登録推進事業	「未来に伝える山形の宝」登録審査委員	申請のあった取組みの登録の可否及び抹消に関することを審査
銃砲刀剣類登録事務	銃砲刀剣類登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法に基づいた審査
特別天然記念物カモシカ保護地域調査	カモシカ保護地域調査指導委員、カモシカ保護地域調査調査員	カモシカの生息域に関する調査
山形県民俗芸能懇話会	懇話会メンバー（各地域の民俗芸能団体代表者）	民俗芸能に関する課題及び今後の施策展開への助言

国の文化審議会の答申<sup>19</sup>においては、文化財保護業務を知事部局へ移管する際に講ずべき措置として「文化財担当部局への専門的な知見を持つ職員の配置の促進や、配置された職員の専門性向上のための研修などの充実」があり、専門職員の配置の必要性が示されています。

<sup>19</sup> 平成29年5月19日付けの文部科学大臣からの諮問に対して、平成29年12月8日付けで文化審議会が答申した『文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）』による。

また、県実態調査では、今後の県の取組みへ期待することとして、県指定文化財所有者等から「文化財に関する専門的かつ技術的な助言・指導がほしい」への回答が多く、また、半数近くの市町村からは「技術的・専門的な指導助言がほしい」への回答があったほか、自由記述として「県に専門職員を配置し、専門的な指導助言を得たい」などの意見もありました。

### (3) 県の関係他部局との連携の強化

文化財行政所管課の知事部局移管によって、他の様々な行政分野との連携の強化が可能な環境が整備されました。今後は、以下の部局と連携することで、文化財の保存と活用の推進を図ります。

なお、以下は一例であり、今後の取組みの進捗や方向性によって、連携の幅が広がる可能性があります。

◆表5 関係他部局との連携の例（部局名は令和3年度現在）

分野	部局・担当課	連携内容の例
文化	県民文化館（文化振興・文化財活用課県民文化館活用推進室）	・民俗芸能等の上演機会の充実
観光	観光復活戦略課	・文化財を活かした観光振興
広報	総務部広報広聴推進課	・SNS等を活用した広報 ・県政広報番組での広報
人事	総務部人事課	・組織体制の充実 ・専門職員の採用
財政	総務部財政課	・予算の確保
公文書管理	公文書センター（総務部学事文書課）	・歴史的公文書の管理及び保存
防災	防災くらし安心部防災・危機管理課	・文化財の防災（地域防災計画等）
自然保護	環境エネルギー部みどり自然課	・天然記念物の保護に関する支援
技術支援	工業技術センター（産業労働部商工産業政策課）	・文化財の科学調査に関する支援
建築	県土整備部建築住宅課	・建築基準法への対応 ・建造物の保存修理に関する支援
景観	県土整備部県土利用政策課、都市計画課、河川課 農林水産部農村計画課 環境エネルギー部環境企画課、エネルギー政策推進課、みどり自然課	・景観の保全
教育	教育庁義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、生涯教育・学習振興課	・学校教育との連携 ・社会教育との連携 ・生涯学習との連携（山形ふるさと塾事業の推進）

	県立図書館（生涯教育・学習振興課）	・歴史資料の保全
防犯	県警察本部	・文化財の防犯

#### （４）県所有の文化財の適切な保存と活用の推進の強化

県が所有する国及び県指定文化財は、建造物 3 件、美術工芸品 11 件、史跡 2 件、天然記念物 3 件の合計 19 件です。このほか、国が所有し県が管理している文化財などもあります。

これらの県所有の文化財は、個人や法人等の民間が所有する文化財の模範として、適切に保存・活用していく必要があります。特に、建造物については、県民を巻き込んだ継承活動を展開することにより、シビック・プライド<sup>20</sup>の醸成につながることも期待されます。

◆表 6 県が所有する国及び県指定文化財一覧

指定区分	類型	文化財名称	保存・活用の状況
国	国宝	考古資料 土偶 附 土偶残欠 山形県西ノ前遺跡出土	山形県立博物館において常設展示
	重要文化財	建造物 旧山形師範学校本館	山形県立博物館分館「教育資料館」として公開、昭和 53～57 年修理実施
	重要文化財	建造物 山形県旧県庁舎及び県会議事堂	山形県郷土館「文翔館」として公開、昭和 62～平成 7 年修理実施
	重要文化財	考古資料 山形県押出遺跡出土品 附 漆付着土器残欠 彩漆土器残欠赤漆塗製品残欠	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館にて保管、平成 10～17 年修理実施
	重要文化財	考古資料 山形県水木田遺跡出土品 土器・土製品 石器・石製品	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館にて保管、平成 26、28～30、令和元年修理実施
県	有形文化財	建造物 旧山形師範学校講堂	山形県立北高等学校にて管理
	有形文化財	絵画 油彩山形市街図 高橋由一筆	山形県郷土館「文翔館」にて保管
	有形文化財	考古資料 大之越古墳出土品 一. 刀剣類 一. 鉄片 一. 工具類 一. 土器 一. 馬具類	山形県立博物館にて保管
	有形文化財	考古資料 お花山古墳群出土品 附 鉄鏃残欠 一括	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館・（公財）山形県

<sup>20</sup> 単なる「郷土愛」（地域に対する愛着）だけではなく、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心を表す。

		円筒埴輪残欠 一括	埋蔵文化財センターにて保管、平成18～23、令和2年修理実施
有形文化財	考古資料	俵田遺跡祭祀遺構出土品 附 木製品残欠 一括	(公財)山形県埋蔵文化財センターにて保管
有形文化財	考古資料	生石2遺跡出土弥生土器	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館・山形県立博物館にて保管
有形文化財	考古資料	人体装飾付土器	(公財)山形県埋蔵文化財センターにて保管
有形文化財	考古資料	円面硯	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館にて保管
有形文化財	歴史資料	羽州川通絵図	山形県立博物館にて保管
民俗文化財	有形	ニセミノ (15点のうち5点)	山形県立博物館にて保管 (10点は尚古館 (山形市長谷堂)にて保管)
記念物	史跡	一里塚	
記念物	史跡	高瀬山古墳	
記念物	天然記念物	ひとでの化石	山形県立博物館にて公開
記念物	天然記念物	琵琶沼	山形県立博物館にて管理
記念物	天然記念物	ヤマガタダイカイギュウ化石	山形県立博物館にて保管

### (5) 外部の各種団体との連携の強化

文化財は広く県内各地域に分布・存在し、その在り方も多様であるため、指定文化財であっても行政だけで課題を解決することは困難です。そのため、文化財の保存と活用に取り組んでいる各種団体と連携し、共に対処する必要があります。

各種団体とは日頃から情報を共有し、必要に応じて連携して継承のための取り組みを実施することが考えられます。また、大学等研究教育機関とは、学術的な調査研究や、幅広い保存・活用を効果的に行うため、歴史学や考古学、美術史学、民俗学、生物学、造園学、建築史学、土木工学等の様々な分野と連携し、それらの最先端の研究成果を活かした取り組みを行うことが考えられます。

必要な時にこれら団体とスムーズに連携できるよう、連携協定の締結や県独自の文化財支援団体の指定等によって体制を整える必要があります。

◆表7 連携可能な外部の各種団体の例

団体名称	活動内容
公益財団法人山形県生涯学習文化財団	重要文化財「山形県旧県庁舎及び県会議事堂」を県郷土館「文翔館」として運営管理し、本県の文化の振興を図るための取組みを行っています。
公益財団法人山形県埋蔵文化財センター	県内の埋蔵文化財の発掘調査と県内埋蔵文化財を対象とした普及啓発業務を担っています。
一般社団法人山形県文化財保護協会	『羽陽文化』の発行や川崎浩良賞の顕彰により、山形県の文化財保護に関する活動を行っています。
山形文化遺産防災ネットワーク	山形に根付いている文化遺産を災害から守るために設立されたボランティア団体で、災害時の資料保全の呼びかけやレスキュー活動を行っています。
一般社団法人山形県建築士会	令和3年度より、「山形県ヘリテージマネージャー養成講習会」を実施し、歴史的建造物の保存・活用を担う人材の育成を行っています。
伝承文化支援研究センター	祭り・芸能・行事・信仰・生業技術・口承文芸等の伝承文化を対象に、実践的な支援・協力やその在り方の研究を行っています。
一般社団法人日本樹木医会山形県支部	県内の樹木の樹勢回復に関する相談に応じています。
国立大学法人山形大学	文化財の保存と活用に関する学術研究と人材育成を担うとともに、専門的知見や技術的の面から地域社会への支援を行っています。
学校法人東北芸術工科大学	文化財の保存と活用に関する学術研究と人材育成を担うとともに、専門的知見や技術的の面から地域社会への支援を行っています。また、「文化財保存修復研究センター」は、東北地方唯一の施設・設備と修理技術者等を有しており、絵画、彫刻、工芸品、歴史資料、埋蔵文化財を対象とした保存修復や保存科学研究を行っています。

## (6) 市町村に対する支援の充実

文化財は、所在する地域に根ざし、地域を母体として育まれてきたものが多いことから、地域行政の基礎単位である市町村が主体となって取り組んでいく必要があります。そのため、県は、市町村との役割分担を意識しながら、市町村が円滑に取組みを実施できるように支援していくことが必要です。今後、以下の支援の充実を図ります。

### 広域的な取組みに対する支援

県は、広域的に分布する文化財や、テーマで関連づけられる文化財に関する取組みについて、市町村間の連携が促進されるよう支援します。

また、それぞれの市町村において重要な課題として認識されていても、その性質や規模から一つの市町村では解決が困難な課題（例えば、文化財の防災や茅葺建造物の継承等）については、県が中心となって解決のための方策を検討します。

### 人材育成に対する支援

地域の文化財保護を担う市町村職員は、様々な文化財を適切に取り扱う必要があり、幅広い知識が求められます。そのため、市町村職員を対象とする研修会を開催するなど、様々な業務に対応できるよう人材育成に対する支援を行います。

また、国の動向や他県の状況、専門的な知識や技術等の情報提供のため、国や他都道府県・市町村、大学等から講師を招聘し、研修内容の充実に努めます。

◆表8 県が実施している研修等

分野	研修名称	内容
全般	山形県文化財保護行政関係者連絡会	文化財保護行政の取組みや実務上の課題等に関する研修及び意見交換を行い、今後の更なる文化財保護行政の向上に資することを目的として実施。
埋蔵文化財	市町村文化財担当者研修	市町村文化財担当者の埋蔵文化財に関する知識・発掘調査技術の向上を図ることを目的に講習・実地研修を実施。 毎年、屋内研修と屋外研修の計2回実施しており、屋内研修では「埋蔵文化財の保護と文化財保護法に係る事務手続き」についての講義を中心に文化財保護法と分布調査等を含めた開発事業との調整方法についての説明を行う。屋外研修では、分布調査に必要な技術習得を目的とした実地研修を行っている。
博物館	山形県博物館連絡協議会研修会	県内6つの地区の会員館持ち回りで博物館活動に資する研修会を開催。

### 各種団体との連携に対する支援

市町村が各種団体と連携しやすくなるように、県による連携状況等の情報の共有に努めます。

また、文化財保護法で位置付けられている、市町村が指定できる文化財保存活用支援団体についても、文化財の保存や活用に係る活動事例の情報を踏まえ、地域の実情に即した連携が図れるように助言します。

### 3 大綱に掲げる基本方針の推進

今後、各主体は自らの体制の整備に努めながら、それぞれの役割に応じて、大綱に掲げる基本方針に係る取組みを実施し、関係者・機関・団体の連携による文化財保護を推進していきます。そのため、県では、大綱の進行状況の把握・確認に努め、また必要に応じて内容の見直しを行います。

#### (1) 大綱の進行管理

毎年度、大綱に掲げる基本方針の進行状況を把握し、文化財保護審議会へ報告して評価・検証を行うことにより、次年度以降の施策展開に向けた検討を行います。

なお、文化財保護に関する取組みは、一時的には効果が見えなくとも、継続することにより効果が発揮されることが特徴です。また、その効果は数値によって計測できない場合も多いことから、評価・検証に当たっては、中長期的な視点に立ち、定量的及び定性的に行います。

#### (2) 大綱の見直し

大綱の見直しに当たっては、市町村による地域計画の作成状況とその内容を把握することにより、地域の実態に即したものとなるよう十分に配慮します。

#### 手続き

山形県文化財保護条例第に基づき、知事が文化財保護審議会に対して変更の諮問を行い、諮問を受けた文化財保護審議会は、文化財保存活用大綱策定作業部会を設置して調査審議し、知事に変更を答申します。

#### 見直しの時期

大綱の見直しについては、「山形県総合発展計画」の改訂（次回改定は令和7年3月予定）に合わせて5年ごとに行います。

## 《コラム》山形県の文化財保護行政の概要（3） ～歴史文化ストーリーを通して地域を元気に～

### 日本遺産



日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する制度です。ストーリーを構成する文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、観光振興・地域の活性化を図ることを目指しています。

指定・未指定にかかわらず、様々な歴史文化資源を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えることで、地域の歴史文化の特徴や価値を分かりやすく発信し、効果的に活用を図ることが可能となります。

県では日本遺産の認定を契機に、地域の宝として継承されてきた文化財を積極的にPRし、その価値や魅力を一層高め、観光振興や県全体の活性化につながるよう取り組んでいます。

#### ◇山形県内の認定状況

ストーリー名	自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』～樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山～	
構成自治体	山形県（鶴岡市・西川町・庄内町）	
認定年度	平成28年度	
ストーリー概要	<p>山形県の中央に位置する出羽三山の雄大な自然を背景に生まれた羽黒修験道では、羽黒山は人々の現世利益を叶える現在の山、月山はその高く秀麗な姿から祖霊が鎮まる過去の山、湯殿山はお湯の湧き出る赤色の巨岩が新しい生命の誕生を表す未来の山と言われます。三山を巡ることは、江戸時代に庶民の間で『生まれかわりの旅』として広がり、地域の人々に支えられながら、日本古来の、山の自然と信仰の結び付きを今に伝えています。羽黒山の杉並木につつまれた石段から始まるこの旅は、訪れる者に自然の霊気と自然への畏怖を感じさせ、心身を潤し明日への新たな活力を与えます。</p>	
	 <p>羽黒山の峰入り</p>	 <p>月山と羽黒山大鳥居</p>
	 <p>出羽三山の精進料理</p>	
公式サイト	出羽三山「生まれかわりの旅」推進協議会 <a href="https://nihonisan-dewasanzan.jp/">https://nihonisan-dewasanzan.jp/</a>	
		

ストーリー名	荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～	
構成自治体	酒田市・鶴岡市 ほか（16道府県 45市町村）	
認定年度	平成29年度	
ストーリー概要	<p>日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられます。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っています。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われています。これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやみません。</p>	
	 <p>日和山公園</p>	 <p>山王くらぶ</p>
	 <p>酒田舞娘</p>	

公式サイト	北前船日本遺産推進協議会 <a href="https://www.kitamae-bune.com/">https://www.kitamae-bune.com/</a>	
-------	---	---

ストーリー名	<b>サムライゆかりのシルク日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ</b>	
構成自治体	鶴岡市	
認定年度	平成 29 年度	
ストーリー概要	<p>山形県鶴岡市を中心とする庄内地域は、旧庄内藩士が刀を鋤に替えて開拓した、松ヶ岡開墾場の日本最大の蚕室群をきっかけに国内最北限の絹産地として発達し、今も養蚕から絹織物まで一貫工程が残る国内唯一の地です。鶴岡市では、松ヶ岡以外にも六十里越古道沿いの田麦俣集落に、四層構造で暮らし・養蚕などが一つの建物にまとまった多層民家が現存しています。さらに、国内ではここだけの精練工程が明治時代創業の工場で行われるなど、絹産業の歴史、文化が保存継承とともに、新たな絹の文化価値の創出にも取り組んでいます。鶴岡を訪れると、先人たちの努力の結晶である我が国近代化の原風景を街並み全体を通じて体感することができます。</p>	
	 松ヶ丘開墾場	 旧西田川郡役所
		 シルクタウン・プロジェクト
公式サイト	鶴岡「サムライゆかりのシルク」推進協議会 <a href="https://samurai-yukarino-silk.jp/">https://samurai-yukarino-silk.jp/</a>	

ストーリー名	<b>山寺が支えた紅花文化</b>	
構成自治体	山形県（山形市・寒河江市・天童市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・大石田町・白鷹町）	
認定年度	平成 30 年度	
ストーリー概要	<p>鬱蒼と茂る木々に囲まれた参道石段と奇岩怪石の景勝地「山寺」。この山寺が深くかかわった紅花栽培と紅花交易は莫大な富と豊かな文化をこの地にもたらしました。石積の板黒塀と堀に囲まれた広大な敷地を持つ豪農・豪商屋敷には白壁の蔵座敷が立ち並び、上方文化とのつながりを示す雅な雛人形や、紅花染めの衣装を身に着けて舞う舞楽が今なお受け継がれ、華やかな彩りを添えています。この地の隆盛を支えた山寺を訪れ、今も息づく紅花畑そして紅花豪農・豪商の蔵座敷を通して、芭蕉も目にした当地の隆盛を偲ぶことができます。</p>	
	 旧柏倉家住宅	 「山寺と紅花」ア ンテナショップ
		 山寺 (仁王門)
公式サイト	「山寺と紅花」推進協議会 <a href="https://yamadera-benibana.jp/">https://yamadera-benibana.jp/</a>	

# おわりに

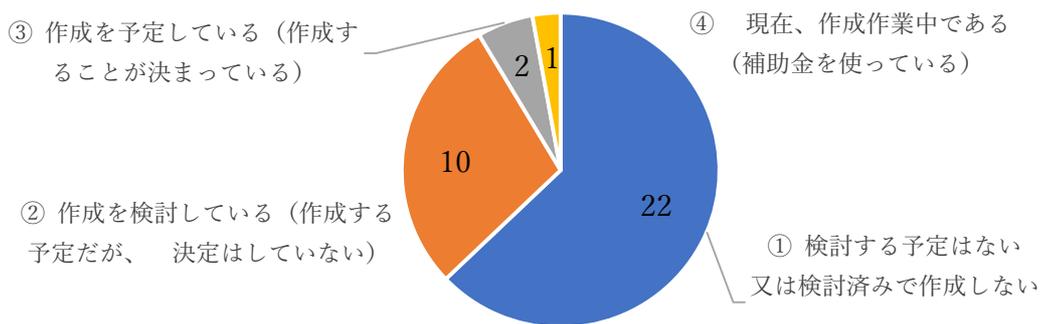
## 1 市町村による地域計画の作成の推進

大綱は、本県の文化財の保存と活用の方向性を示すものであり、文化財が確実に継承されるためには、それぞれの市町村による各地域や所有者等の実態に則したきめ細やかな取組みが不可欠です。また、それらの取組みは一時的・一過性のものでなく、中長期的な展望のもと、創意工夫による改善を行いながら安定的・継続的に実施されることにより真に効果を発揮します。

そのためには、市町村が大綱を勘案し、総合発展計画等のマスタープランに則った地域計画を作成することにより、それぞれの市町村における文化財保護行政の中長期的な展望を示し、地域の実情に応じた取組みを展開することが望まれます。

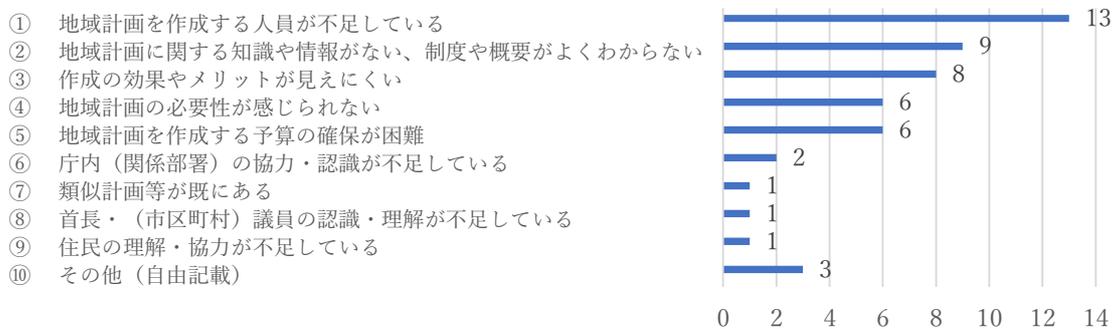
しかしながら、令和3年5月に文化庁が実施した調査<sup>21</sup>では、約6割の市町村が「地域計画の作成を検討する予定はない（または検討済みで作成しない）」と回答しています。

◆図 25 地域計画の作成予定についての市町村の回答



その理由としては、「地域計画を作成する人員が不足している」が最も多くなっています。市町村の文化財所管課に十分な人員が配置されておらず、地域計画を作成するにあたっての障壁となっていることを示しています。

◆図 26 「地域計画を検討する予定はない又は検討済みで作成しない」と回答した市町村の理由



<sup>21</sup> 令和3年5月現在で文化庁が実施した「令和3年度文化財保存活用地域計画に係るアンケート」による。

県は、市町村による地域計画の作成が促進されるよう、各種会議での情報提供をはじめ、文化庁との調整や助言等を行います。また、小規模市町村については、複数の市町村の合同による作成を促すなど、積極的に支援に努めます。

## 2 次世代への継承に向けて

山形県内に伝えられてきた数多くの文化財は、それぞれの土地に根ざして長年にわたって育まれてきたものであり、本県の豊かな歴史・文化を表しています。

また、所有者等を初めとして、幾世代を超えて多くの人々が不断の努力によって守り伝えてきたからこそ、今を生きる私たちも、その文化財を目にすることができていることを忘れてはなりません。私たちは、こうした先人たちの想いと行動を受け継ぎ、「山形らしさ」の源である文化財を、しっかりと未来へつなげることが求められます。

しかしながら、現在、文化財を取り巻く環境は、かつてないほど厳しくなっています。特に、近年急速に進行している過疎化や少子高齢化によって、これまで文化財を守り伝えてきた地域社会、寺社や旧家、郷土史家といったさまざまな基盤が大きく揺らいでいます。また、私たち一人ひとりの生活を顧みても、多様な生活スタイルと価値観の中で暮らしており、世代間でも行動や思考は異なります。これまでと同様の方法で、今後も文化財を守り伝えていくことは非常に難しいという事実を受け止める必要があります。

今後の文化財の確実な継承に当たっては、まずは県民一人ひとりが自分のすぐ近くに存在する文化財に触れ、自身と文化財の接点を実感しながら、その魅力を認識することが出発点になります。また、行政は、県民に「この文化財は地域の現在や未来にとって必要である」との理解が得られるように、文化財の内容や価値を伝えていかなければなりません。その上で、これまで以上に所有者等の関係者が連携し、地域社会が一体となって、或いは、従来は文化財から縁遠かった分野の方々と交流しながら、文化財を継承する取組みを進めることが肝要です。

県民一人ひとりから「山形県の豊かな自然や歴史文化を、次の世代にも永く引き継ぎたい」という想いが自然と溢れ、県内各地で文化財を活かした地域づくりが進められている。そのような山形県を実現させるために、県は本大綱の方針に基づき取り組んでまいります。

## 市町村の取組み事例集

※市町村から文化財の保存と活用に関する取組事例をご紹介いただく予定です。

## 各種資料

※以下の資料を添付する予定です。

- 資料 1 山形県内の国・県指定等文化財件数一覧
- 資料 2 - 1 市町村別国指定文化財件数一覧
- 資料 2 - 2 市町村別県指定文化財件数一覧
- 資料 2 - 3 市町村別市町村指定文化財件数一覧
- 資料 3 山形県内市町村の文化財保護行政に関する基礎情報
- 資料 4 文化財保護実態調査の結果概要
- 資料 5 山形県が過去に実施した文化財調査一覧
- 資料 6 山形県の文化財分野別の現状と課題
- 資料 7 山形県文化財保存活用大綱の策定の経過

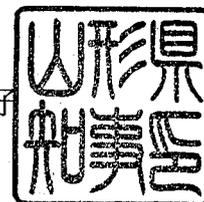
## 今後のスケジュールについて

- 令和3年9月24日 第3回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会  
(第3回部会の意見を踏まえて修正)
- 10月 パブリックコメントの実施  
(パブコメの意見を踏まえて最終調整)
- 11月 第4回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会  
→大綱素案を提示し、議決。知事へ答申。
- 12月 策定
- 令和4年2月 市町村説明会  
令和3年度第3回山形県文化財保護審議会にて報告
- 3月 市町村・文化財所有者等に対して冊子及びパンフレットの配布により周知

文文第1295号  
令和3年3月19日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉村美栄子



山形県文化財保存活用大綱の策定について（諮問）

このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第36条の3（7）の規定により、貴審議会の意見を求めます。

山形県文化財保存活用大綱策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 山形県文化財保護条例（以下「条例」という。）第36条の3（7）により知事から諮問のあった山形県文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）の策定及び変更にあたって、必要な事項を調査審議するため、条例第36条の9に基づき山形県文化財保護審議会に山形県文化財保存活用大綱策定作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、委員及び臨時委員12人以内で組織する。

(委員)

第3条 条例36条の5に基づき、委員及び臨時委員は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

2 部会に属する委員及び臨時委員の任期は、条例第36条の3（7）に関する調査審議が終了するまでとする。

3 条例36条の9の2に基づき、部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

4 条例36条の9の3に基づき、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 条例36条の9の4に基づき、部会長は、部会の事務を掌理する。

6 条例36条の9の5に基づき、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 条例36条の8の1に基づき、部会は、部会長が招集する。

2 条例36条の8の2に基づき、部会長は、会議の議長となる。

3 条例36条の8の3に基づき、部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 条例36条の8の4に基づき、部会の議事は、出席した当該部会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の決議)

第5条 部会の決議をもって審議会の決議とする。

(意見の聴取)

第6条 条例第36条の10に基づき、部会は、特に審議のため必要があるときは、委員及び臨時委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、観光文化スポーツ部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。